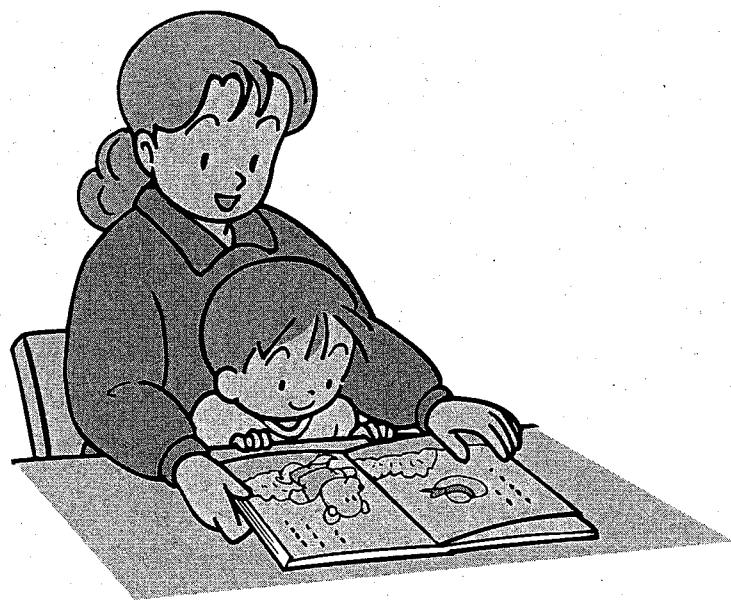


第2次岡山県子ども読書活動推進計画

～おかやまどんどん読書プラン～



平成20年3月

岡 山 県

第2次岡山県子ども読書活動推進計画は、岡山県教育庁生涯学習課のホームページ内にある「岡山県の子ども読書活動の推進」のページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/syogai/dokusho/index.html>)

計画の策定に当たって

21世紀を担う子どもたちが、将来に対し夢や希望をもち、他人に対する思いやりや責任感などの豊かな心をはぐくみながら、生き生きと健やかに成長するために、読書活動はとても重要です。

岡山県では平成15年3月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基に、平成15年度から約5か年計画である「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を策定しました。そして平成16年9月に開館した県立図書館の機能を生かし、県内の図書館ネットワークを充実するなど、子どもの読書環境の整備を進めるとともに、家庭・地域・学校等で、関係機関や団体などと連携・協力してさまざまな取り組みを実施してきました。

また、「快適生活県おかやま」の実現に向け、平成19年4月にスタートした「新おかやま夢づくりプラン」においても、生涯学習の推進の観点から、県民全体の読書活動の推進を目指し、いつでも、どこでも自由に読書を楽しむ機会が一層増える環境づくりに取り組んでいくことを盛り込んでいます。

こうした中、さらに子どもの読書活動が推進されるよう、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえて、今後5年間の総合的な施策の方向を示す「第2次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を策定しました。子どもが本を楽しみ、自主的に読書を行い、生涯にわたり読書習慣を身に付けられるよう、教育委員会や関係部局が連携を図り、関係機関や団体などの協働の下に、一層積極的に子どもの読書環境の整備に取り組んでまいります。皆様のさらなる御支援と御協力を願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、御提言をいただいた岡山県子ども読書活動推進会議の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成20年3月

岡山県知事 石井正弘

－ 目 次 －

第1章 はじめに	-----	1
第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方	-----	3
1 子どもの読書活動推進の意義		
2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題		
第3章 基本の方針・重点プロジェクト	-----	10
1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進		
2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進		
3 学校における子どもの読書活動推進		
4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進		
5 子どもの読書活動推進に関する啓発広報		
第4章 子どもの読書活動推進の方策	-----	13
1 家庭・地域における子どもの読書活動推進		
(1) 家庭における子どもの読書活動推進		
(2) 地域における子どもの読書活動推進		
2 学校等における子どもの読書活動推進		
(1) 学校等における子どもの読書活動推進		
(2) 学校図書館等の整備・充実		
第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等	-----	28
1 子どもの読書活動推進体制の整備		
2 啓発広報及び特色ある取組の奨励等		
3 財政上の措置		
○資料	-----	31
○参考	-----	53

第1章 はじめに

子ども（おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動※1は、子どもに生きる喜びを与えるものであるとともに、子どもが豊かな言葉を自分のものにし、人間らしい感情を育て、想像力や表現力を高め、コミュニケーション能力や考える力を養い、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

この子どもの読書活動のもつ重要性から、平成13年12月に、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。また、この法律に基づき、平成14年8月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

本県では、法律や国の計画等を踏まえ、平成15年3月に「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」（以下、第1次計画という。）を策定し、平成16年9月に開館の県立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活発に活動しているボランティア・NPO※2等と連携した県民総参加の読書活動の推進など、5項目を基本的な方針としました。そして、第1次計画は平成15年度から平成19年度まで実施され、この5年間に家庭・地域・学校等で様々な取組がなされてきました。

こうした中、今後も引き続き子どもの自主的な読書活動を推進していくことが必要であることから、今後5年間の方針を示す「第2次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」（以下、第2次計画という。）を新たに策定しました。

第2次計画は、第1次計画の「子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備すること」というねらいを引き継いでいます。策定に当たっては、これまでの取組の成果と課題、今後必要な推進方策について、学識経験者や図書館関係者、学校関係者、読書団体関係者等で組織する「岡山県子ども読書活動推進会議」に2年間にわたり審議していただき、平成19年11月に「今後の子どもの読書活動のあり方について」という提言をいただきました。

※1 読書活動

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たりストーリーテリングを聴いたりすること、読書会や朗読会に参加すること、また、読書感想文を書いたり、そのコンクールに参加することなど、子ども自身が読書にかかわりをもつ活動のこと

※2 NPO

Nonprofit Organizationの略。市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に社会サービスを提供する団体

また、平成19年12月から平成20年1月にかけて、計画案に対するパブリック・コメントを行い、いただいた御意見を計画策定の参考にさせていただきました。さらに、平成17年7月に成立した「文字・活字文化振興法」の理念や、平成18年12月に改正された教育基本法、平成20年3月に策定された国の新計画等も踏まえて、平成20年度から平成24年度までの5年間の読書活動推進の方策について示しました。

第2次計画では、第1章「はじめに」で計画策定の経緯等を示し、第2章を「第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方」として、子どもの読書活動推進の意義について新たに示すとともに、5年間の取組の成果と課題を整理しました。以下、第3章を「基本的方針・重点プロジェクト」、第4章を「子どもの読書活動推進のための方策」、第5章を「子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等」とし、子どもの読書活動推進の具体的方向を示しました。

なお、県内の市町村には、独自の「市町村子ども読書活動推進計画」を既に策定したところや(p9の【参考】を参照)、現在、住民とともに地域に根ざした推進計画を策定しているところもあります。計画の策定に当たっては、法律や国・県の計画を参考とすることに加え、それぞれの市町村における子どもの読書活動推進の状況や課題等を踏まえることが大切です。また、計画を策定する過程で、自分の住んでいる地域の実態を調べることにより、子どもの読書活動の様子がわかったり、読書関係者のつながりができたりすることで、市町村の総合的な子ども読書活動推進に役立つなどのメリットが大きいことから、すべての県内市町村において、「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されることが期待されます。

この計画を子どもの読書活動推進にかかわるすべての人で共有し、岡山県における子どもの読書活動を社会全体で一層推進していきたいと考えています。

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方

第1次計画の策定から5年が経過し、県内各地で様々な取組が展開されてきました。第2次計画の策定に当たっては、第1次計画策定以降の取組を振り返り、その成果と課題を明らかにするとともに、今後の施策の方向を示すことが重要です。

この章では、今後の方向を示す際の礎として、これまでの成果と課題を整理するとともに、なぜ子どもの読書活動推進が必要なのかということについて、今一度原点に戻り、岡山県子ども読書活動推進会議の提言を基に示します。

1 子どもの読書活動推進の意義

なぜ、子どもの読書活動推進が必要なのか。

- 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させてくれます。
また、読書は、生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力等を養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となります。
- 幼い子どもは、身近な大人に物語を語ってもらったり、本を読んでもらったりすることによって、言葉の豊かさや楽しさに触れるとともに、愛されているという安心感を満喫し、他者と感情を共有することの喜びを味わいます。これは、子どもが一生にわたって支えとなる自尊心を獲得し、他者への基本的信頼感を養う上で、大きな意味をもっています。
- 本当に楽しい本を大人に読んでもらったり、ストーリーテリング※を聴いたりするなど、聞くことによる物語体験をすることは子どもにとって大変楽しいことです。子どもの発達段階に応じて、速読や多読も大切であるという指摘もありますが、特に小学生くらいまでは、丁寧に語られた言葉をゆっくりと吸収し、想像力を働かせながら楽しむ経験を重ねることで、よりよい読書習慣が身に付くことが期待できます。
- 読書が習慣となり、想像力・思考力・集中力等を身に付けることは、相手を思いやったり、生命を大切にしたりする「豊かな心」の育成の基盤となると考えられます。
- 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考え方を整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになります。

※ ストーリーテリング

話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聴かせること

- 昔の子どもは、まわりのたくさんの大人に支えられて生きていて、昔話や物語、生きていく上で役に立つ話等を直接聞くことができる豊かな生活環境にありました
が、今の子どもは、必ずしもそのような状況ではありません。しかし、読書活動を通じて伝承されにくくなった貴重な文化を子どもに伝えることができれば、子どもが生きていく上で大きな力になるはずです。
- たくさんの本の中から、自分が求めている知識や感動を与えてくれる本、自分を支え、育てくれる本を選び出すのは、必ずしもたやすいことではありません。大人は、自分にあった本をうまく選べない子どものために、そのような本を選択して手渡したり、選択に当たって助言を与えていたりすることを通して、子どもが自分自身で本を選ぶ力を身に付けられるように支援をしていく必要があります。自分にとって大事な本に出会うことで、読書は生涯にわたって人を支え、育てる事のできる大きな力になります。
- 子どもから大人へと成長していく過程の中で、子どもは、自分がかけがえのない存在であるということを認識するとともに、社会の中の一員であるということを学ばなければなりません。思春期といわれる時期にさしかかった子どもにとっては、現実社会といかに向き合っていくのかが大きな課題となってきます。小説などを読むことは、自分と似た課題に直面している登場人物への共感等を通して、自分という存在を意識し、言葉を活用して課題を解きほぐしていく力を育ててくれます。

このような点から考えて、読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考えます。

一方、最近子どもを取り巻く様々な環境の変化が、大きな問題となっています。テレビ・ゲーム・インターネット等は、とても便利で現代の生活にとけ込んでいますが、その過剰な接触は、子どもの生活リズムを乱すだけでなく、生きる力を養うのに必要な実体験の機会を減少させ、コミュニケーション能力の低下などを引き起こしているという指摘もあります。子どもの健やかな成長には、実体験の機会を増やすことが必要です。絵本や物語には、人間や自然への関心をはぐくみ、実体験を豊かにすることに結び付く力が秘められており、本に触れる機会を増やすとともに、テレビ・ゲーム・インターネット等とのつきあい方の改善を目指す取組も必要です。そのような取組を行うに当たっては、保護者や学校をはじめ、地域の大人たちの理解や連携・協力がますます重要になってきます。

子どもが読書を楽しむ習慣を身に付けるには、身近な大人が読書を楽しんでいる姿を見て育つことも大切です。親子で一緒に同じ本を読んで、語り合うことができれば、親子関係はより温かく、豊かなものになるでしょう。子どもの読書活動推進の取組は、子どもの健やかな成長のみならず、大人自身にも新たな発見をもたらし、自らを高めていくことにもつながるのではないかと考えます。

2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題

(1) 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

成 果

- ・ 児童資料部門において、新刊児童図書の全点購入、児童図書研究書の購入をしています。
- ・ 市町村立図書館の求めに応じ、児童・青少年用図書の協力貸出しをしています。
- ・ へき地指定校や市町村立図書館、公民館図書室、読書団体等へ図書を長期一括貸出しをしています。
- ・ 県立図書館と高等学校間に資料搬送システムの整備を進めています。
- ・ 図書館職員等研修講座、県立図書館ボランティア養成講座、おはなしボランティア・ステップアップ講座等を実施しています。
- ・ おはなし会、小学生のためのおはなし会、ヨムヨムおはなしまつり、クリスマスおはなし会等を実施しています。
- ・ 外国語で書かれた児童図書の収集や、外国人講師による外国語レファレンス※を実施しています。
- ・ 特別な支援を必要とする子どものために、録音図書・字幕入りの映像資料等の収集、対面朗読室の運営等を行っています。
- ・ 県立図書館のティーンズコーナーにおいて、高校生による企画展示を実施しています。
- ・ 夢づくり県立図書館読書フェスタで、中学生や高校生に人気のある作家の講演会や絵本講座、図書展示等を実施しています。

課 題

- ・ 県内で、すべての子どもが自主的に充実した読書活動を行うことができるよう、県立図書館と高等学校、市町村立図書館を経由した小・中学校との図書資料の検索や搬送等の環境整備を推進するなど、県立図書館と学校図書館との連携が求められています。
- ・ 公立図書館のない町村への支援が引き続き求められています。

【参考】 県内の公立図書館の児童図書の貸出し冊数の増加

約258万冊 (H13) → 約339万冊 (H18)

※ レファレンス

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供などを行うこと

(2) 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

成 果

- ・ 県内の総合的な読書活動推進に向け、市町村、関係機関、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、岡山県子ども読書活動推進会議を設置(H15. 7月)して、子どもの読書活動推進のあり方や各種施策の推進について協議してきました。
- ・ 岡山県子ども読書活動推進会議が中心となって、地域ぐるみの子どもの読書活動を進めるためのアイデア・ヒント集「おかやまどんどん読書実践事例集」を作成し、学校や読書ボランティア団体の研修会等で広く活用することにより、様々な連携が進みました。
- ・ 図書館関係者、学校関係者、読書ボランティア団体等のネットワークの輪を広げるために県内3か所（教育事務所単位）で、「子ども読書活動推進ネットワーク構築事業」に取り組みました。(H16～19)
その結果、読書ボランティア団体をはじめとする関係者によって市町村域を越えた広域でのネットワークができ、独自に研修会・情報交換会を開催するなどの取組が始まっています。
- ・ 「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」※(H14～17)の研究指定校や読書活動優秀実践校等の取組について、報告書の配付や研修会等を通じて成果の普及に努めました。

課 題

- ・ 官民協働（パートナーシップ）による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要です。
- ・ 読書ボランティア団体などのネットワーク化や、そのネットワークを生かした新たな取組の深まり、本の選び方などの目的に応じた研修等による子どもの読書活動にかかる人材の資質向上が求められています。
- ・ 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等と一緒に、子どもの生活リズム向上に取り組み、その中で読書や、外遊びなどの実体験を推進することが必要です。

【参考】 県内の読書ボランティア団体数の増加

131団体 (H15) → 218団体 (H19)

※ 生きる力をはぐくむ読書活動推進事業

学校が家庭・地域と連携して、子どもの生きる力をはぐくむ読書活動を推進するモデル事業を実施し、事例の紹介・普及を図る国の事業。県内では平成14・15年度は加茂川町、哲西町、平成16・17年度は柵原町、美咲町を指定地域として取り組んだ。

(3) 学校における子どもの読書活動推進

成 果

- 朝の読書に取り組む学校の割合は小・中学校で増加してきており、時間を確保することにより読書を楽しむことができたり、落ち着いて学校生活を送ることができたりする等の効果もあり、定着しつつあります。
- 小学生を対象にした「おもしろ読書事典」を作成・配付し(H16.3月)、その活用事例の募集をし、取組を広げました。(H17)
- 学校図書館図書標準^{※1}を満たしている学校の割合は、年々増加してきています。
- 法令に基づき、司書教諭は、12学級以上のすべての学校に配置しています。また12学級未満の学校においても司書教諭の配置を行っている市町村もあります。
- 県立学校の学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置については、法律の基準を達成しています。
- 市町村の小・中学校の学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置校数が増加しています。
- ボランティアを活用した読書活動の推進に取り組む学校の割合が、特に小学校において増加しています。

課 題

- 学校ぐるみで朝の読書に取り組むなど、子どもの読書活動推進を引き続き図っていくことが求められています。
- 子どもの読書活動を支援し、推進する校内のリーダーとしての司書教諭の資質向上のために、研修の充実が求められています。
- 学校における読書活動を計画的に推進するための校内の体制づくりや、司書教諭の役割に対する教職員の理解と連携が必要です。
- 国の中長期的な「学校図書館図書整備5か年計画」^{※2}に基づく学校図書館図書標準達成のための予算措置や、子どもと本を結ぶ学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置について、市町村に引き続き働きかけていく必要があります。
- 子どもに、コミュニケーション能力などのもととなる「言葉」に、より多く触れさせたり、本から学んだり考えたりする姿勢を育てていく必要があります。

【参考】朝の10分間読書に取り組む学校の割合(岡山県)

	[H15]	[H18]
○小学校	81.7 %	→ 89.8 %
○中学校	60.5 %	→ 73.2 %
○高等学校	17.9 %	→ 16.9 %

※1 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

※2 学校図書館図書整備5か年計画

公立義務教育諸学校について、学校図書館図書を整備するための経費として平成19年度からの5年間で毎年200億円、総額1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

(4) 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

成 果

- ・ 県立図書館において、「岡山県図書館横断検索システム」※1、インターネット予約サービス等を整備し、利便性を高めました。
- ・ 子どもにも使いやすい「デジタル岡山大百科」※2を開設しています。(H16~)
- ・ 岡山・香川交流事業として、両県の小学生や中学生を対象に「チャレンジ！デジタルビデオ」「チャレンジ！デジタルアニメ」を実施しています。(H17~)

課 題

- ・ 子ども自身が制作した情報作品をホームページに登録するなど、子ども向けの情報の充実と共有を図り、子どもが自ら調べられるようにすることが必要です。
- ・ 読書活動にインターネットを有効に活用する方策を考えることも必要です。

【参考】 「デジタル岡山大百科」のコンテンツ数

41,254 (H17.3月) → 68,057 (H20.3月)

(5) 子どもの読書活動推進に関する理解・関心の啓発

成 果

- ・ 岡山県子ども読書活動推進ホームページの開設、運営をしています。
- ・ 子ども読書の日※3(4月23日)の県内の取組を調べ、ホームページで紹介しています。
- ・ 岡山県子ども読書活動推進会議が中心となって、地域ぐるみの子どもの読書活動を進めるため、アイデア・ヒント集「おかやまどんどん読書実践事例集」※4を作成しました。(H17.3月)(再掲)
- ・ 父親の読み聞かせなどを促す、親子どんどんどん読書事業を実施しました。
(H18~19)
- ・ 一日こども図書館フェスティバルを毎年開催しています。
- ・ 県立図書館の開館を契機に、第92回全国図書館大会岡山大会を開催しました。子どもの読書の分科会では、パネルディスカッションや事例発表、講演、意見交換が行われました。(H18.10月)
- ・ 「市町村子ども読書活動推進計画」策定研修会を実施しました。(H15.5月)
- ・ 子育てや子どもの読書のポイントを紹介した「家庭教育手帳」を毎年配付しています。

課題

- ・ 親子で一緒に本を読みながら心を通わせる、乳幼児期の家庭における読書の大切さや、身近な大人が読み聞かせに参加をすることの大切さ等を、より一層啓発広報していくことが必要です。
- ・ 子どもの読書活動の重要性について県の研修会のもち方を工夫するなど、全県的な推進ができるよう啓発広報に努め、子どもを取り巻く読書環境を充実していくことが必要です。
- ・ 「市町村子ども読書活動推進計画」を策定する過程で、自分の住んでいる地域の実態を調べることにより、子どもの読書活動の様子がわかったり、読書関係者のつながりができたりすることで、市町村の総合的な子どもの読書活動推進に役立つなどのメリットが大きいことから、市町村における計画策定を一層促していくことが必要です。

【参考】 県内の「市町村子ども読書活動推進計画」の策定状況

10市町で策定済 4市町で策定中（全27市町村） [H20. 3月現在]

※ 1 岡山県図書館横断検索システム

県内図書館などが所蔵する資料の目録情報（書名・著者名等）を一括検索できるシステム

※ 2 デジタル岡山大百科

郷土岡山に関する情報をインターネット上で百科事典のように調べられる電子図書館システム

※ 3 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定されました。

※ 4 おかやまどんどん読書実践事例集

岡山県子ども読書活動推進会議が作成した事例集で、地域での連携・協力による取組を進める際のヒント集となっている。例えば、図書館とボランティア団体との連携した具体的な取組内容やポイント等がまとめられている。

第3章 基本の方針・重点プロジェクト

平成16年9月に開館した県立図書館を拠点に、県内の各機関・団体が連携した官民協働による子どもの読書活動を推進してきました。

本計画では、第1次計画の基本の方針を引き継ぎながら、さらに多くの県民の参画を促していくために「官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進」をはじめ、岡山らしさを生かした次の重点プロジェクトに取り組みます。また、その際、本計画に掲げられた各種の施策の方向について、有効性を検証するように努めます。

1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

県は、市町村立図書館、学校など行政関係の機関はもちろん、保護者、子どもの読書活動にかかるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。

また、県は、子どもの読書活動推進に向けた新しい施策の実施や人材育成を行うとともに、県内各地域の自主的な取組を支援します。

《重点プロジェクト》

- 岡山県子ども読書活動推進会議と連携・協力して、県内の子どもの読書活動の状況調査や、読み聞かせボランティアをはじめとする関係者のニーズに基づいた資料作成や研修会等を行います。
- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。
- 子どもの読書活動や子どもの本にかかる民間団体間の連携・協力の促進に向け、子ども読書活動推進ネットワークの交流や支援に努めます。
- 県は、読書ボランティア団体などに、積極的に子ども読書活動に関する情報を提供するとともに、研修会の講師の紹介等を行います。

2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

《重点プロジェクト》

- 新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の購入など児童図書の整備を図り、県内の市町村立図書館、学校図書館を支援します。
- 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしのへや等を活用し、児童図書の収集・提供、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の実施、地域に在留する外国人の子どもなどへの図書館サービスの提供等、児童資料部門の充実を図ります。
- 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、県立図書館資料を貸出し、搬送します。
- 子どもの読書活動を推進する関係者のための研修の充実に努めます。
- 対面朗読室を活用して朗読サービスを行うなど、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。

3 学校における子どもの読書活動推進

県内の市町村には、すべての小・中学校に学校図書館担当事務職員（学校司書）を配置するなど、児童生徒の読書活動の推進に先進的に取り組んでいるところがあります。

今後、学校図書館の図書資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くよう取り組みます。

《重点プロジェクト》

- 学校における朝の読書や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の取組を奨励するとともに、学校関係者に対し、子どもの読書に関する意識の高揚を図ります。
- 確かな学力や豊かな人間関係を構築するための基盤となる「言葉の力」の育成に向けた取組を検討する中で、学校における読書活動のあり方についても協議し、「言葉の力」の向上に向けた実践事例集を作成します。
- 学校図書館の図書資料を計画的に整備します。
- 12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置するとともに、12学級未満の学校への司書教諭の配置に努めます。
- 学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置について市町村に働きかけます。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

岡山県では、高速大容量の岡山情報ハイウェイの基幹回線と市町村役場を拠点とした各地域内の図書館、学校、公民館等、公共施設を結ぶ地域公共ネットワークが整備されており、今後、全県的な高速インターネット環境を活用して、県民がいつでも、どこからでも利用できる読書環境の整備を進めます。

《重点プロジェクト》

- 県及び市町村立図書館間の図書の円滑な相互利用を進めるため、インターネットで県内の公立図書館などの蔵書を一括検索できる「岡山県図書館横断検索システム」や、最寄りの市町村立図書館などでの図書の提供を可能とする資料搬送システムの拡充を図ります。
- 県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムを運用し、県民の図書館利用の利便性の向上に努めます。
- 県立図書館は、メディアセンターとしての立場から、インターネットで郷土に関する情報を百科事典的に調べ視聴することができる「デジタル岡山大百科郷土情報ネットワーク」や、県内公立図書館などに寄せられた調査相談事例を確認できる「デジタル岡山大百科レンズデータベース」の充実を図るとともに、検索コーナーやアクセスコーナー、メディア工房を活用して、電子図書館サービスの向上に努めます。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発広報

子どもには、読書する大人の姿に触発されて読書意欲を高めるという側面があります。そのため、まず大人自らが読書に親しむとともに、広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めていきます。

《重点プロジェクト》

- 「子ども読書の日」(4月23日)を中心に全県的な啓発広報を推進し、県内各地で開催される取組への参加を呼びかけます。また、家庭における親子の読書の大切さを啓発広報します。
- 県主催の研修会などについては、全県的な推進ができるよう、開催場所や内容を工夫します。
- 県のホームページの充実を図り、子ども読書活動に関する積極的な情報提供を行います。
- 県は、すべての市町村において、地域の実態に即した「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されるように支援します。

第4章 子どもの読書活動推進の方策

第3章に示した基本的方針・重点プロジェクトに沿って、家庭・地域・学校等における取組を、「現状と課題」「施策の方向」に整理して示します。

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

現状と課題

子どもの読書習慣は、家庭での親子の触れあいや様々な体験、言葉かけ等、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館を訪れたりするなど、保護者が積極的にかかわっていくことが必要です。

幼い子どもが物語の楽しさを味わうためには、おはなしをしてくれたり、本を読んでくれたりする人の存在が不可欠です。文字が読めるようになった子どもでも、子どもが想像力を働かせて物語の世界に入り込み、豊かな感情体験をするためには、しばらくは信頼できる身近な大人に語ったり読んだりしてもらうことが必要で、映像メディアではそのかわりにはなりません。図書館などで行われる読み聞かせの催しを利用するにしても、子どもが幼い間は、保護者などが付き添って一緒におはなしを楽しむのが望ましいと考えます。

0歳児健診時などに行われるブックスタート※事業（類似の事業を含む）では、より効果的な活動にするために、教育委員会と子育て支援関係の部局との連携の強化が課題となっています。

今日の急激な情報化の進展の中で、子どもとテレビ・ゲーム・インターネット等の情報メディアとの過剰な接触や、実体験の不足、心身の健康への影響等に対する懸念が指摘されています。読書や、外遊びなどの実体験を増やしていくとともに、例えば「ノーテレビ・ノーゲーム」の日や週間などに取り組み、子どもが情報メディアと適切に接する姿勢や心構えを考える機会をつくることが大切です。

そのため、家庭教育支援を進める中で、家庭における子どもの読書活動が推進されるよう、より多くの保護者が参加する家庭教育講座や交流会・講演会等の学習機会を充実することが求められています。

※ ブックスタート

0才児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむ事の大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動

施策の方向

① 家庭教育に関する学習機会などを通じた、保護者に対する読書活動の重要性の理解の促進

- 妊娠期、乳幼児やこれから小学校に入学する子どもをもつ保護者、思春期の子どもをもつ保護者等、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や、地域における子育て支援のための場や交流活動の機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性について理解を促します。
- 子育てヒント集である「家庭教育手帳」を配付・活用し、乳幼児期から家庭における読み聞かせを行うことや、思春期までに自主的な読書の習慣が身に付くように支援することの重要性について理解を促します。

② 家庭における読書活動への支援

- 教育委員会と子育て支援関係の部局が連携・協力し、市町村のブックスタート事業等を引き続き支援するなど、親子が触れあう家庭での読み聞かせを推進します。
- 図書館や児童館等の各施設や、家庭・地域文庫や読書ボランティア団体等が実施する読み聞かせやストーリーテリング等の情報を提供するとともに、図書館等の積極的な利用を呼びかけるなど、家庭における読書活動が充実するよう支援します。

③ 本に触れる機会や、情報メディアとの適切な接し方等を考える機会をつくる取組の支援

- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、読書や、外遊びなどの実体験を増やしたり、子どもが情報メディアと適切に接する姿勢や心構えを考える機会をつくるために、「ノーテレビ・ノーゲーム」の日や週間などの、子どもの生活リズム向上を目指した取組を支援します。また、メディアリテラシー※についての理解を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

図書館の取組

現状と課題

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所であり、また、読書を通した学びの場であるとともに、静かにくつろいで過ごせる癒しの空間という面ももっています。保護者にとっては、子どもと読みたい本を選んだり、子どもの読書について気軽に相談したりすることのできる場所です。

※ メディアリテラシー

メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用すること

また、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の実施、子どもが関心をもつような図書の展示、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・渡し方のサポート等、子どもの読書活動を推進する上で、図書館は重要な役割を果たしています。

さらに図書館は、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供なども行っています。

県では、県立図書館において、児童資料部門を中心に直接的な児童サービスの充実を図るとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子どもの読書活動推進を図っていくことが重要と考えています。また、市町村合併により広域化した地域の図書館サービスや、子どもの読書活動推進のあり方も重要な検討課題となっています。

施策の方向

① 図書館における子どもの読書活動推進のための取組

- 県立図書館は、県全体の子どもの読書活動推進のセンターとして以下のような取組を行います。
 - ・ 子どもに対するサービスの実態や取組等に関する様々な情報を収集するとともに、新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の積極的な収集を計画的に行い、司書をはじめ子どもの本に関心のある人などの調査・研究活動を支援します。
 - ・ 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしのへや等を活用し、来館する子どもや保護者に対し図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の直接サービスを行います。
 - ・ 日常、子どもに接している市町村立図書館などへの支援のために、十分な児童図書の収集・保存に努めます。
 - ・ 外国語児童資料を可能な限り収集し、市町村立図書館などの支援や子どもへの直接サービスを行うとともに、外国語児童資料に関する利用案内やレンタルサービスにも努めます。
 - ・ 県立図書館のティーンズコーナーでは、中学生・高校生向けの各種資料を整備・展示するとともに、作品展示など中学生・高校生の参画も得ながら読書活動の推進にかかる情報提供を行います。
 - ・ 市町村立図書館などの司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員（学校司書）、ボランティア等を対象に、読み聞かせやストーリーテリング、優れた本の選択等の技術向上を目指す研修を実施します。
 - ・ 県立図書館でのボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティア養成講座を実施します。
 - ・ 読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施に努めます。

- ・ 保護者やボランティア等、子どもの読書活動にかかわる大人に対し、子どもの本を紹介します。
 - ・ 小学生を対象に、日本語の美しさを体感しながら言葉に対する興味や関心を高め、読む力を育てる活動に取り組みます。
 - ・ 読書関係団体と連携し、読書へのきっかけづくりなどの読書活動を推進する取組を支援します。
- 県は、地域の読書活動推進団体・読書ボランティア団体、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、幼稚園、保育所等の関係施設・機関と連携・協力し、子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めます。
- 県は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省告示）に基づき、市町村立図書館に対し、以下のような取組が一層推進されるように促します。
- ・ 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書資料の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等、子どもの成長・発達に合わせたサービスの実施に努めること。
 - ・ 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する住民のボランティアとしての参加を一層促進すること。
 - ・ 活動の場などに関する情報の提供やボランティア養成のための研修の実施等、諸条件の整備に努めること。
 - ・ 地域に在留する外国人の子どもなどに対するサービスの充実に資するため、外国語児童資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めること。

公立図書館の整備・充実

現状と課題

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書ができる環境を整備することが大切です。

図書館は、子どもが、学校外で本と出会い自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たしています。

・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めることが示されています。現在、県内においては、60館の市町村立図書館があり、図書館を設置している市町村は、27市町村中24市町となっています。（H20.3月）

未設置の町村については、その設置について積極的な検討を行うとともに、図書館が設置されるまでの間は、公民館図書室に専任の職員（司書有資格者が望ましい）を配置し、計

画的に子ども向けの図書を収集・提供するなど、子どもの読書環境の整備に努めることが期待されます。

既に図書館の整備が行われている市町においても、児童室・児童コーナーの設置など子どもの読書活動推進に向けた取組を進めるとともに、広域化したエリアでのサービスが低下しないよう、地域の実情に応じて、分館や地域の図書室、移動図書館車、図書館バス（子どもや高齢者を送迎するバス）、さらには公民館図書室の整備等による全域サービスを目指し、子どもの生活圏域での読書環境が充実するよう努めることが期待されます。

しかし、個々の市町村立図書館が、子どもの多様な読書ニーズにすべて対応することは困難なことから、県立図書館が県内の図書館ネットワークの中核として市町村立図書館を支援するなど、子どもに対するサービスを全県に広めていくことも今後の課題です。

また、子どもの読書活動を推進していくためには、市町村立図書館に図書資料を整備するとともに、児童・青少年用図書の蔵書・貸出し情報やおはなし会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報を、ちらしやホームページ等で積極的に地域住民に提供することが必要です。

さらに、公立図書館には、児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識と、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書を配置することや、特別な支援を必要とする子どもが、地域において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することが求められています。

施策の方向

① 地域における子どもの読書環境の整備

県立図書館は以下のような取組を行います。

- 図書館未設置町村に対し図書館設置について適切な助言・支援等をし、図書館設置の機運を醸成する働きかけに努めるとともに、当面、公民館図書室などを配本所とする補完的サービスを行います。
- 市町村立図書館に対して図書館運営に関する助言などを行ったり、地域の読書環境の実態を把握したりするために巡回協力を行います。
- 市町村立図書館、学校図書館その他関係機関の中核として、図書の貸借などの連携や情報交換をはじめ、次の施策を推進します。
 - ・ 県内公立図書館の総合目録として、「岡山県図書館横断検索システム」の拡充を図り、最寄りの図書館への資料搬送システムを充実します。
 - ・ 県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムの利用拡充に努めます。
 - ・ 自館の資料保存だけでなく、全県的立場から資料保存センターとしての役割を果たします。
 - ・ 市町村立図書館と学校図書館等とのネットワークの構築を支援します。

- ・ 司書などの資質向上のための研修・研究の機会を提供します。
- ・ 国立国会図書館と県内の他の図書館との連絡窓口としての役割を果たします。
- ・ 岡山県図書館協会、岡山県学校図書館協議会等との連携を図りながら、図書館間の連絡調整に努めます。

② 図書館の図書資料の整備や情報化の推進

- 市町村立図書館の図書資料の整備については、基本的には地方交付税により措置されており、各市町村において、計画的な整備が図られるよう促します。
- 県立図書館において、司書をはじめ、子どもの本に関心のある人などを支援するため、新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の購入を計画的に行います。
- 県立図書館において、市町村立図書館、学校図書館等を十分支援できる図書資料の整備に努めます。
- 県立図書館は、開設間もない市町村立図書館や、活動が十分でない図書館へ相当量の図書資料を長期に一括して貸出し、その活動の支援ができるよう協力用図書の整備を図ります。
- 図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動推進のため、市町村立図書館における移動図書館車などの整備を促します。
- 図書館業務へのシステム導入をはじめ、地域住民への図書館情報の発信のためのホームページの開設、インターネット情報を提供する開放コンピュータの設置等、図書館の情報化を一層推進します。
- 県立図書館を「メディアセンター」として位置付け、次の各種の電子図書館サービスを実施します。
 - ・ 子どもにも使いやすい「デジタル岡山大百科」を運用して、郷土資料・情報をホームページで積極的に発信・提供します。
 - ・ アクセスコーナーでは、インターネット情報をはじめ各種電子情報を提供します。
 - ・ デジタルメディアの編集・加工・開発のための施設・設備（メディア工房）の積極的な活用を図ります。
 - ・ 地域における図書館の電子化の支援と、県立図書館の情報通信基盤の充実を図ります。

③ 司書の資質向上・研修等の充実

- 県立図書館では、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童資料部門の専門性に十分対応し、市町村立図書館職員を支援するために司書の資質向上・研修に努めます。
- 県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し研修を実施するなど、司書の資質の向上に努めます。

- 司書の重要性についての市町村の認識を深め、司書の適切な配置を促します。
- ④ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実
 - 県内各図書館において、施設整備面での配慮及び大活字本や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等が推進されるよう促します。また、「声の図書」の増刷・普及に協力する朗読ボランティアの養成を行うなど、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進のための条件が整備・充実されるよう促します。
 - 県立図書館は、ユニバーサルデザイン^{※1}に配慮し、布絵本・録音図書・字幕入りの映像資料等の収集を行い、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。
 - 県立図書館の対面朗読室を活用し、朗読ボランティアの協力による録音図書作りなどを行うとともに、そのためのボランティア養成講座を行います。
 - 県立図書館は、日本語を母国語としない子どもの図書資料の充実に努めます。

図書館間の連携・協力等

現状と課題

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、さらに大学図書館や国際子ども図書館^{※2}も含め、図書館同士が連携・協力をを行うことが大切です。

施策の方向

① 図書館間等の連携・協力

- 県立図書館は、市町村立図書館では解決できないレファレンスを引き受け、回答するために、児童資料関係の参考図書、基本図書等を整備するとともに、県内図書館に寄せられたレファレンス事例を「デジタル岡山大百科レファレンステータベース」に収録して、インターネット上で公開し、レファレンスを充実します。
- 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、県立図書館資料を貸出し、搬送します。

※1 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するもので、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われている。

※2 国際子ども図書館

平成12年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、日本初の国立の児童書専門図書館
(東京都台東区上野公園)

- 市町村立図書館と様々な機関が、次のような連携・協力を推進するよう促します。
 - ・ 公民館図書室や学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会等を実施すること。
 - ・ 保健所・保健センターで実施される乳幼児健診の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に伝えること。
 - ・ 関係機関が連携・協力して、ブックスタートなどを実施すること。
- 図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の取組を促します。

② 大学図書館や国際子ども図書館との連携・協力

- 県立図書館は、大学図書館と連携して、児童書関連資料などの相互貸借を進めるとともに、レファレンスの充実を図ります。また、市町村立図書館と県内の大学図書館との連携・協力を支援します。
- 県立図書館は、国際子ども図書館との間で、資料の収集・提供・保存、あるいは児童図書やサービスにかかる各種情報の収集・提供等の面で、幅広い連携・協力を図ります。また、市町村立図書館や学校図書館に、国際子ども図書館との連携・協力の推進を促します。

児童館や公民館等における取組

現状と課題

児童館※1は、子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、子ども用の本を備えており、その図書室では、保護者やボランティアと連携した活動が活発に行われているところがあります。また、保健センターにも、子ども用の本が置かれたり、子どもの健診時に読み聞かせが行われたりしているところがあります。

さらに、放課後子ども教室※2や放課後児童クラブ※3（学童保育）の活動にも、参加する子どもへの読み聞かせなどが取り入れられており、今後は、こうした子どもの居場所における読書活動を一層推進することが期待されています。

※1 児童館

児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設

※2 放課後子ども教室

すべての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進している。

※3 放課後児童クラブ

保護者が労働などにより屋間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供している。

公民館では、ボランティアによって読み聞かせやおはなし会等が行われたり、父親の読み聞かせ講座が開かれたりしており、図書館と同じように地域の子ども読書活動推進や読書ボランティア団体の拠点になっているところがあります。今後は、こうした社会教育施設などを有効に活用した取組が県内全域に広がっていくように、市町村へ働きかけていくことが必要です。

施策の方向

① 児童館・保健センター・放課後児童クラブ等、子どもの居場所における子どもの読書活動推進

- 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。
- 本の選び方や子どもの読書にかかるネットワークを広げるための研修会などへの参加を呼びかけます。

② 公民館における子どもの読書活動推進

- 公民館で行われている先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化に向けて、市町村に働きかけます。
- 団塊の世代の人や高校生、大学生等、地域の人々による読み聞かせなどの読書活動が推進されるように市町村へ働きかけます。

民間団体等との連携・協力

現状と課題

子どもの読書活動にかかるボランティア・NPO等民間団体や、PTA等社会教育関係団体は、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動推進に関する理解や関心を広める取組を進めており、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな期待が寄せられています。

県内では、平成19年度には約220の家庭・地域文庫、読書ボランティア団体により、草の根的に文庫活動、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等が行われています。子どもが好きな本や、忘れられかかっている古い本ではあるが、大人がぜひ伝えたいと思うような本やおはなしを届ける取組が行われています。しかし、会員の減少や活動資金等に悩みを抱えている読書ボランティア団体もあり、その活動の支援が課題となっています。

また、学校で読み聞かせをするボランティアは近年増加しており、学校での読書活動が充実したものになってきています。しかし、「どんな本を読んだらよいか」とか「読み聞かせの基本を学びたい」という声がボランティアから多く聞かれるなど、その支援を引き続き行うことも課題となっています。

さらに県内には、子どもの読書活動を支援している団体・企業もあり、今後、子どもの読書活動のための連携を図っていくことが必要となっています。

民間団体などによる自主的な子ども読書活動ネットワークの構築を支援するために、県では、平成16年度からの4年間、「子ども読書活動推進ネットワーク構築事業」※1に取り組み、読書ボランティア団体等を核にした研修会を実施して、ネットワークの構築に努めてきました。今後はこうした子ども読書活動ネットワークの主体的な取組に期待が寄せられています。

施策の方向

① 民間団体等の活動支援

- 県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対して研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 学校等で読み聞かせをするボランティアのために、活動の参考となるリーフレットなどの資料を作成し配付します。
- 家庭・地域文庫、読書ボランティア団体等と情報交換を行い、活動の情報発信を支援します。
- 「子どもゆめ基金」※2を民間団体に紹介し、文庫活動や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等、民間団体が行う取組を支援します。

② 子ども読書活動ネットワークの支援

- 市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力、情報交換の促進を図ります。
- 民間団体などの主体的な取組ができるための環境づくりに努めます。
- 公益性が高く、協働による効果が期待できる事業の提案を、PTAや読書ボランティア団体等から募集し、プログラム開発などに取り組みます。
- 県内の企業などとの連携・協力のあり方について研究します。

※1 子ども読書活動推進ネットワーク構築事業

子どものより良い読書環境づくりに向け、保育所、幼稚園、学校、図書館、公民館、さらに民間団体等の関係者が広域的なネットワークの構築を図っている。3教育事務所単位で取り組んできた。

※2 子どもゆめ基金

(独) 国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

現状と課題

幼稚園教育要領では、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という指導事項が示されています。また保育所保育指針には、子どもの年齢に応じて、保育のねらいや内容・配慮事項等が定められており、年齢に応じた絵本の読み聞かせや読書、紙芝居等を取り入れた保育が求められています。

幼稚園や保育所では、子どもが絵本やおはなしに親しめるように、絵本の読み聞かせやおはなし会等が行われており、家庭への絵本の貸出しや保護者による読み聞かせを行い、子どもの読書活動の重要性を伝える取組も行われています。

こうした取組をさらに充実させるために、教職員や保育士等が読書活動に対して理解を深め、多様な取組を工夫することが必要です。また、家庭・地域文庫、読書ボランティア団体等との一層の連携や、未就園児とその保護者に対する情報提供も求められています。

学校における読書活動は、従来から国語科を中心に各教科等での学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身に付け、確かな学力の基盤を形成する上で大きな役割を担っています。

学習指導要領では、国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立て、自己を向上させようとする態度を育てる」こと、「学校図書館を計画的に利用することを通して、読書意欲を喚起し読書力を高めるとともに情報を活用する能力を養うようにする」こと等が、内容の取り扱いにおける配慮事項とされています。

また、学校においては各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動が展開されており、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、より一層児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

さらに、各学校での取組として、児童生徒による図書委員会の活動も工夫されていますが、こうした自発的・主体的な活動が広がり、読書活動がより活発に展開されることが大切です。

現在、県内の学校では、朝の読書の取組が広がりを見せ、定着しつつあります。また、学校独自の読書週間を設けたり、読書会を行ったりするほか、司書教諭や学級担任、学校図書館担当事務職員（学校司書）等の教職員や保護者、ボランティア等が、児童生徒一人ひとりに適した本を紹介したり、読み聞かせやストーリーテリングを行ったりするなど、読書習慣を身に付ける工夫をしている学校も多くあります。

本との出会いをより豊かにするために、さらに朝の読書や図書委員会活動の活性化の取組を奨励したり、学校図書館にゆったりとしたスペースを設けたりして、児童生徒が進ん

で読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるようにより充実していくことが必要です。

また、学校関係者に対し、読書を楽しむ子どもの心に共感する態度の育成や児童生徒の読書に関する意識の高揚を図ること、さらに特別な支援を必要とする子どもの読書活動推進を図ることも課題となっています。

さらに、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書指導の充実を図るために、すべての教職員が連携して児童生徒の学習活動・読書活動を推進するとともに、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しむ態度を育成することが大切です。

施策の方向

① 幼稚園や保育所における子どもの読書活動推進

- 乳幼児期において子どもが絵本などの楽しさと出会う上で、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等を行うことは重要であることから、幼稚園や保育所等の教職員及び保育士等の理解を促進するとともに、保護者などに絵本と親しむことを通して、親子が心を通わせることの大切さや家庭における絵本の読み聞かせのもつ意味などを伝えていきます。
- 乳幼児期に子どもが読書の楽しさと出会うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、乳幼児が絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行いうよう、県教育委員会が実施する各種研修会などにおいて、教職員及び保育士等の理解を深める取組の充実を図ります。また、幼稚園や保育所において豊かな心を育成するため、絵本や物語に親しむ環境の整備を促します。
- 幼稚園や保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせなどを推進します。
- 家庭・地域文庫、読書ボランティア団体等との一層の連携を促します。
- 幼稚園・小学校の合同授業や中学校における職場体験活動、高等学校におけるインターンシップ、さらに児童生徒の委員会活動等を通して、小学生・中学生・高校生が、幼稚園や保育所の乳幼児に読み聞かせなどを行う取組を広げます。

② 学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 県内の学校に定着しつつある朝の読書の実践や、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書委員会活動の活性化等の取組を一層奨励します。
- 学校において本の推薦コーナーを設けるなど、児童生徒の興味・関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
- 学校が家庭・地域と連携して、読書活動を推進するモデルを掲載した事例集を活用し、普及を図ります。
- 児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、県総合教育センターが実施する各教科・領域の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する

研究協議や先進的な取組例の紹介を行うなど、教職員の指導力の向上、学校図書館や地域の公立図書館等を活用した指導の充実に努めます。

③ 学校関係者の意識高揚

- 学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報提供などを行うとともに、管理職をはじめとする学校関係者に対し、その推進について働きかけます。
- 読書活動の充実は「確かな学力」を育成する事にもつながります。確かな学力や豊かな人間関係を構築するための基盤となる「言葉の力」の育成に向けた取組を検討する中で、学校における読書活動のあり方についても協議し、国語力向上に向けた実践事例集を作成します。
- 各学校における校内研修や学校図書館関係の研究会などを通じ、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化や子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

④ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- 特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。
- 視覚障害教育情報ネットワーク※の活用などにより、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

(2) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に学校教育においては、様々な体験活動を通して、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等の「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

国は、学校図書館の図書資料の整備・充実が十分には図られていないとの調査結果から、平成18年度に、学校図書館図書標準を達成するための新たな「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、平成19年度からの5年間で総額1,000億円の地方交付税措置が講じられています。

※ 視覚障害教育情報ネットワーク

(独) 国立特別支援教育総合研究所が運用し、インターネットで、視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行うサイトのこと

また、教育用コンピュータやインターネット接続には、地方交付税措置による整備が進められているとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室の学校図書館への改修や、校舎の新增改築に際して国庫補助が行われています。

今後、読書活動の充実を図るため、より一層の図書資料の計画的整備、学校図書館施設・設備の整備・充実及び情報化の推進が課題となっています。

さらに、学校は、親子で本を読むことができる身近な場所として、児童生徒を含む地域住民に対し、図書館を積極的に開放することも求められています。

施策の方向

① 学校図書館図書整備 5か年計画による図書資料の計画的整備

- 新たな「学校図書館図書整備 5か年計画」に基づき、公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の計画的な整備を図り、学校図書館図書標準の達成に向け、各市町村に働きかけます。
- 県立学校においては、各学校の実情に沿った計画的な整備・充実を図ります。
- 私立学校に対しては、図書資料の整備が促進されるよう、私学への助成に努めます。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

- 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動の充実を視野に入れた環境整備などを促します。
- 学校の余裕教室を読書コーナーとして活用するなど、児童生徒にとって利用しやすい環境になるよう改善を促します。

③ 学校図書館の情報化の推進

- 学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータが、学校図書館にも効果的に配置されるよう、国の方針に沿って、地方交付税措置による整備を促します。
- 学校間及び学校と公立図書館との間で、自校にない蔵書の検索や図書搬送システム等モデル的な事例を紹介し、貸出しの円滑化と学校図書館機能の充実が図られるよう促します。

④ 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置やボランティアの協力

- 12学級以上のすべての学校に、司書教諭を配置します。また、12学級未満の学校にも必要に応じて配置するよう努めます。

- 司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割などに関する校内での共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。
- 学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置について市町村に働きかけます。
- 児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成等の活動において、地域のボランティア等の人材の活用を促します。

⑤ 学校図書館の開放

- 休日や長期休業日においても、児童生徒を含む地域住民に向けて、安全管理体制なども含め、学校や地域の実態に応じて学校図書館の開放が進むよう促します。

⑥ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

- 幼稚園や保育所において、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する観点から、蔵書の充実や安心して図書に触れることができるようなスペースの確保を促します。
- 幼稚園や保育所において、保護者、ボランティア等と連携・協力するなど、読書環境の整備を図るよう促します。
- 幼稚園や保育所において、市町村立図書館などの協力を得て、より一層、発達段階に応じた図書が選定されるよう配慮を促します。

平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正されました。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられており、同法第21条の取組が求められています。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

現状と課題

全県的な子どもの読書活動推進に向けて、市町村立図書館、学校等の関係機関、子どもの読書活動にかかるボランティア・NPO、企業等とも広く連携しながら、県民総参加のもと、子どもがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組むことが大切です。

そこで、官民の連携・協力の具体的な方策について検討したり、関係者間の情報交換等を行ったりするため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備することが重要です。

また、市町村は地域住民にとって、身近な地方公共団体であり、その役割は特に重要であることから、県は、市町村の実態や住民の要望等に応じた「市町村子ども読書活動推進計画」の策定を促したり、市町村相互の連携・協力体制の整備を図ったりする必要があります。

施策の方向

① 推進体制の整備

- 県内の総合的な読書活動推進のために、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携・協力を図り、具体的な施策を行います。
- 子どもの健やかな成長を目指し、子育て支援関係の部局などとの連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連付けた取組を推進します。
- 市町村の担当者を対象に、第2次計画の趣旨、子どもの読書活動推進の意義、市町村との役割分担等についての説明や協議等を行う研修会を開催し、推進体制の整備を支援します。
- 県は、すべての市町村において、地域の実態に即した「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されるよう支援します。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催します。

② 県立図書館を中心とした連携・協力体制の整備

- 県立図書館を県全体の読書活動推進のセンターとして位置付け、連携・協力体制の整備に努めます。
- 市町村間相互の連携・協力体制の整備や市町村合併に伴う広域的なサービスのあり方などについて必要な助言や情報提供等を行います。
- 読書ボランティア団体などの情報収集に努め、そのネットワーク化と、主体的な取組を支援します。

2 啓発広報及び特色ある取組の奨励等

■ 現状と課題

「子ども読書の日」(4月23日)は、平成13年に公布、施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

平成19年度には、県立図書館をはじめ、県内の市町村立図書館、公民館、学校等の計60か所で約120の事業が行われました。また、民間団体等も独自に事業を行うなど、子どもの読書活動推進に向けた県民の気運は高まってきています。

今後、11月1日の「おかやま教育の日」や10月27日から11月9日の「秋の読書週間」等の機会もとらえながら、広く啓発広報活動を行い、社会全体で子どもの読書活動推進に取り組んでいくことが必要です。

また、現在、各種情報の収集・提供のために「学校図書館の現状に関する調査」「子ども読書の日に関する取組予定調べ」等の調査を実施していますが、今後、地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、県内の子どもの読書活動の実態や、各市町村、学校、図書館、民間団体等における様々な取組等に関する情報をデータベース化し、子どもの読書活動に関する情報に対して多くの県民が容易に接し、活用できるようにすることが必要です。

さらに、子どもの読書活動推進に向け、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行い、その取組の奨励を図ることは、子どもの読書活動を推進する上で意義あることです。また、広く子どもの読書活動にかかる情報を家庭や地域に提供することも必要です。

■ 施策の方向

① 全県的な啓発広報

- 「子ども読書の日」に合わせ、おはなし会や資料展等を中心とする県事業を実施するとともに、学校、図書館、子どもの読書活動推進に取り組む民間団体等と広く連携を図りながら、ポスター・リーフレット等の配付などにより、全県的な啓発広報を推進します。
- 子どもの読書活動推進をより広く啓発広報するためのフォーラムなどを開催します。
- 「子ども読書の日」や「秋の読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事が県内の各市町村等で活発に実施されるよう促します。

② 県のホームページによる関連情報の広範な提供

- 県内の各図書館や読書ボランティア団体等の取組についての情報をはじめ、全国の様々な子どもの読書活動に関する情報の窓口となる岡山県子ども読書活動推進ホームページの充実を図ります。

③ 県内の子ども読書活動状況調査の実施

- 子どもの読書の現状の把握と今後の施策の展開のために、目的にあわせて調査を行います。

④ 特色ある取組の奨励と図書の選定・普及

- 国、県等の表彰制度により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図るとともに、実践例をホームページなどを通して、広く提供します。
- 県立図書館は、図書館や読書ボランティア団体等が作成する児童・青少年図書の各種ブックリスト・テキスト・リーフレット等を積極的に収集するとともに、図書館や関係機関へ配付します。
- 個々の子どもにあった図書を選定することの大切さを伝えるために、それぞれの本の優れた点を見いだす研修の機会を提供します。

3 財政上の措置

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

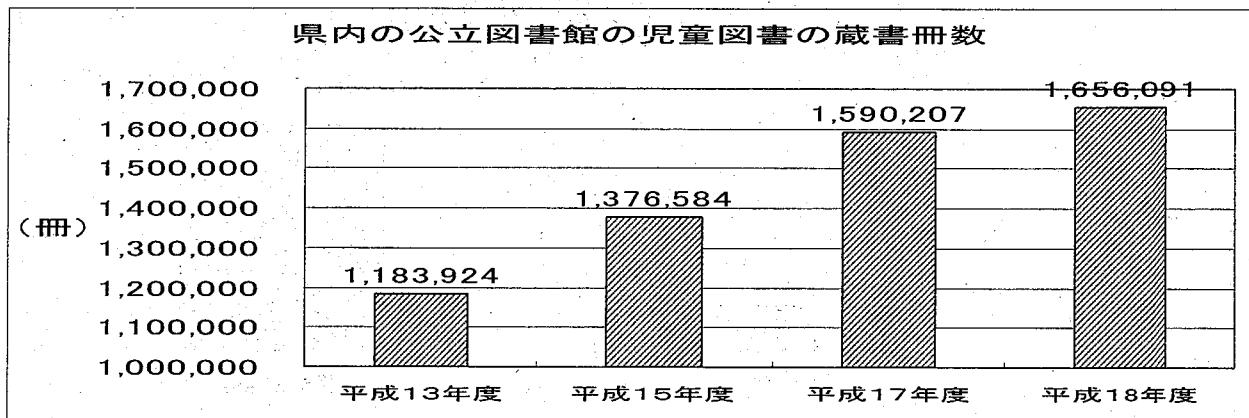
【表彰制度の例】

- 「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体(者)」文部科学大臣表彰
- 岡山県教育委員会教育関係功労者表彰
- (社) 読書推進運動協議会「優良読書グループ」「読書推進賞」表彰

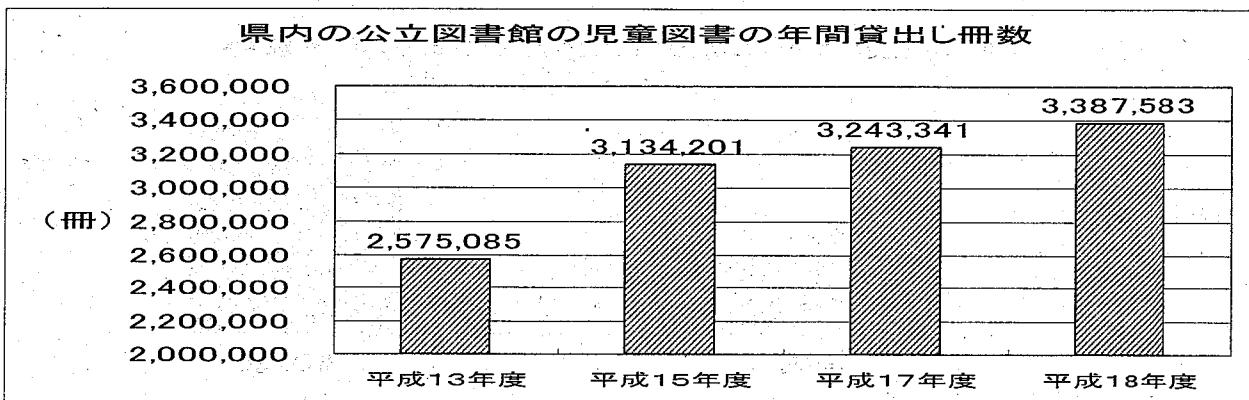
資 料

- 1 図書館等における読書環境の状況
 - ・ 県内の公立図書館の児童図書の蔵書冊数
 - ・ 県内の公立図書館の児童図書の年間貸出し冊数
 - ・ 公立図書館における県民1人あたりの蔵書冊数
 - ・ 公立図書館における県民1人あたりの館外個人貸出し冊数
 - ・ 都道府県立図書館の県民1人あたりの資料費予算額
 - ・ 市町村立図書館の県民1人あたりの資料費予算額
 - ・ 県内の読書ボランティア団体の数
 - ・ 「デジタル岡山大百科」のコンテンツ数
- 2 学校等における読書活動の現状
 - ・ 朝の10分間読書の県内実施校数
 - ・ 図書の読み聞かせやブックトークを実施している公立学校数の割合
 - ・ 読書感想文コンクールを実施している学校数の割合
 - ・ 公共図書館との連携を実施している学校数の割合
 - ・ 学校図書館図書標準の達成学校数の割合
 - ・ 1校あたりの図書購入費
 - ・ 1人あたりの図書購入費
 - ・ 蔵書のデータベース化の状況
 - ・ ボランティアを活用している学校数の割合
 - ・ 岡山県の子どもの生活状況実態調査の結果（抜粋）
- 3 第1次計画実施期間における主な取組（H15～19年度）
- 4 第2次計画実施期間中の主な取組予定（H20～24年度）
- 5 岡山県内の公共図書館等一覧
- 6 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 7 文字・活字文化振興法
- 8 学校図書館法
- 9 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

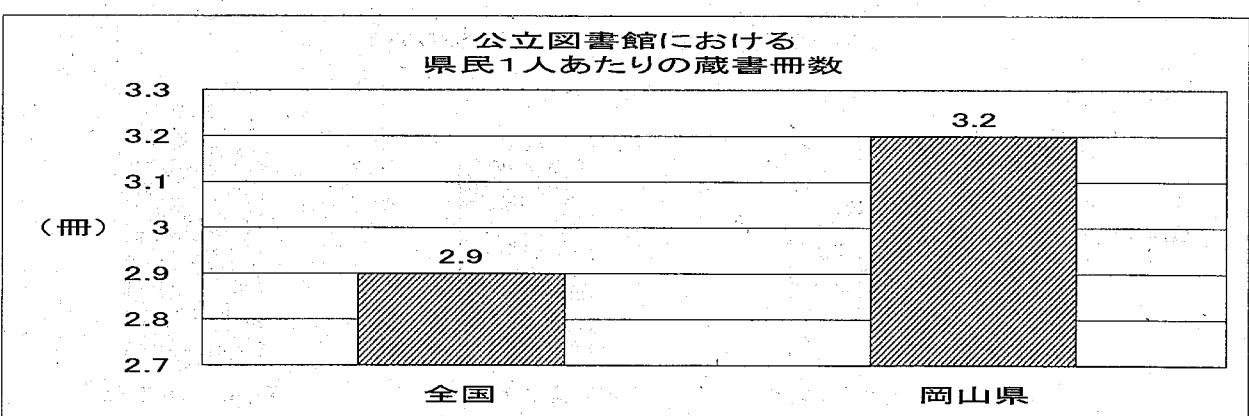
1 図書館等における読書環境の状況



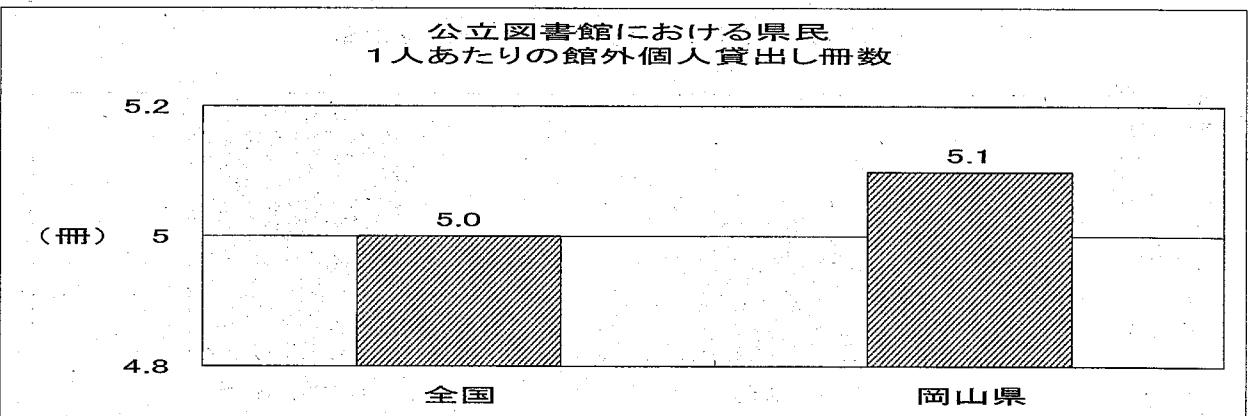
(岡山県図書館協会) 平成18年度のデータは、県教育庁生涯学習課「生涯学習・社会教育基本調査」



(岡山県図書館協会) 平成18年度のデータは、県教育庁生涯学習課の調査

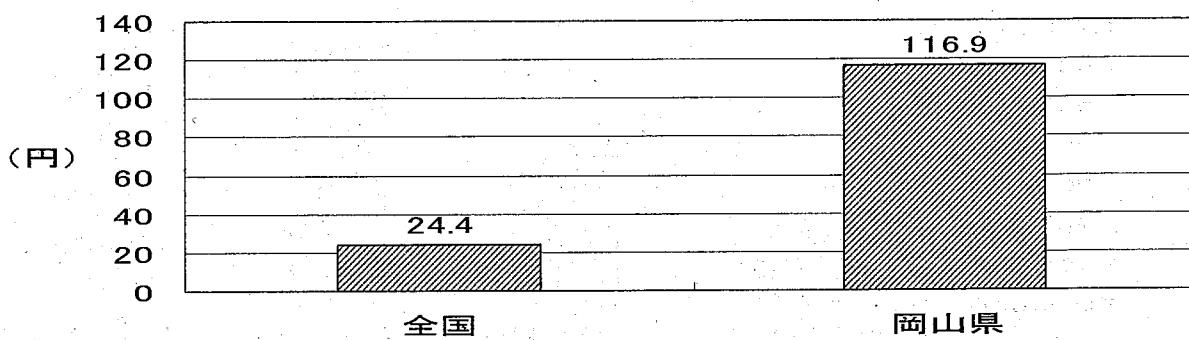


「日本の図書館2007」(社)日本図書館協会 平成19年3月現在



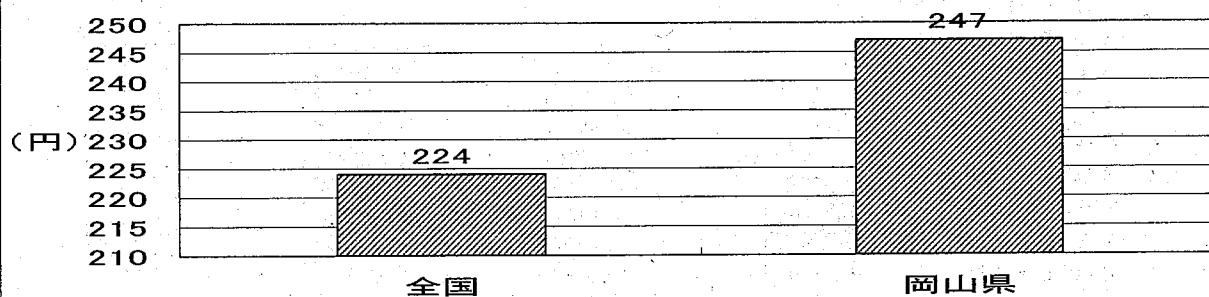
「日本の図書館2007」(社)日本図書館協会 平成18年度実績

都道府県立図書館の
県民1人あたりの資料費予算額



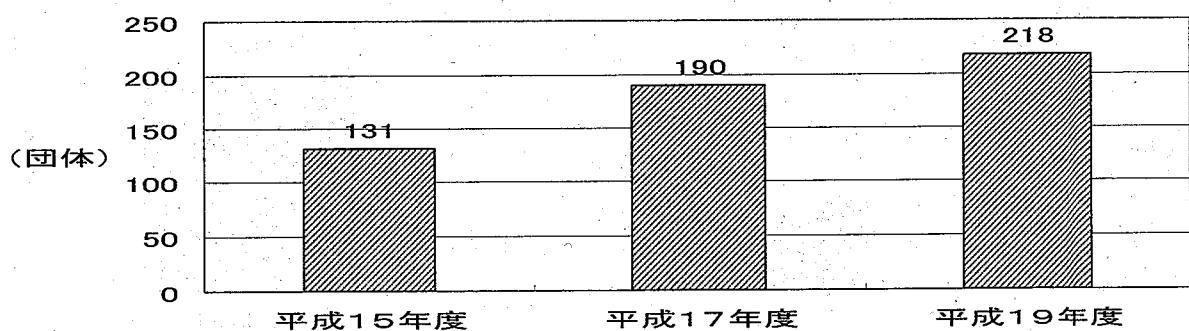
「日本の図書館2007」(社)日本図書館協会 予算額は平成19年度当初額

市町村立図書館の県民1人あたりの資料費予算額



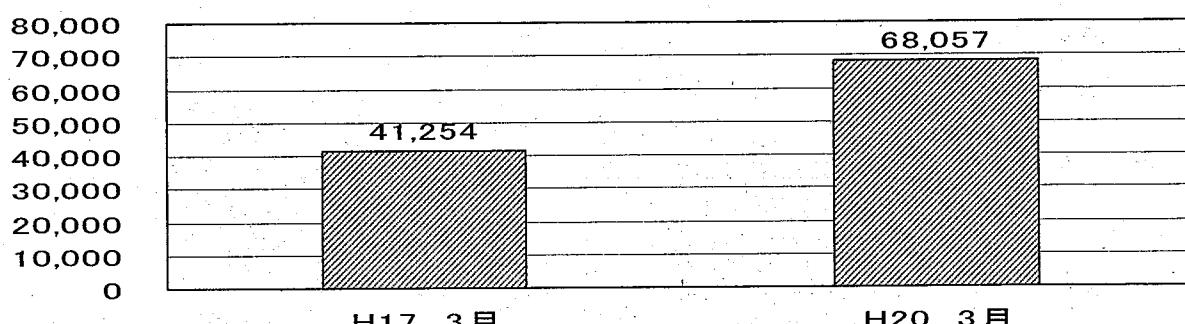
「日本の図書館2007」(社)日本図書館協会 予算額は平成19年度

県内の読書ボランティア団体の数



(岡山県図書館協会調べ)

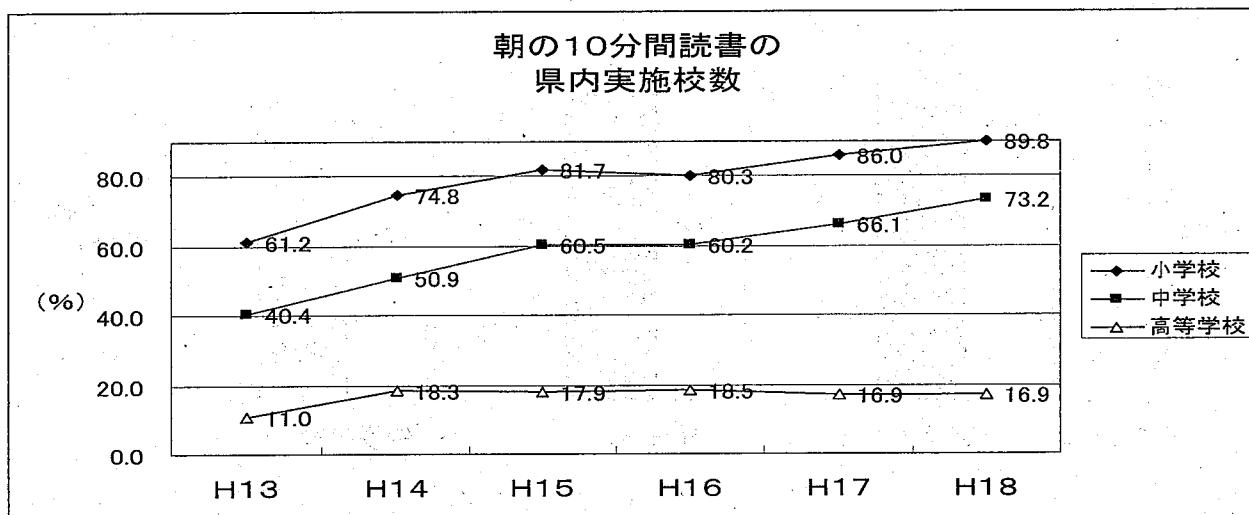
「デジタル岡山大百科」のコンテンツ数



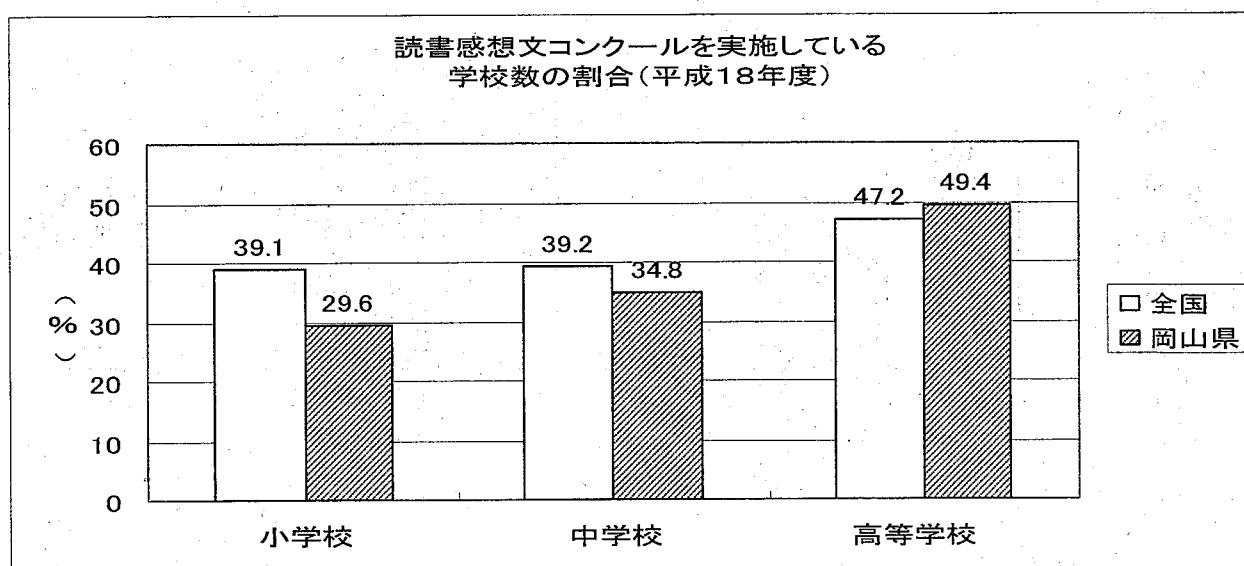
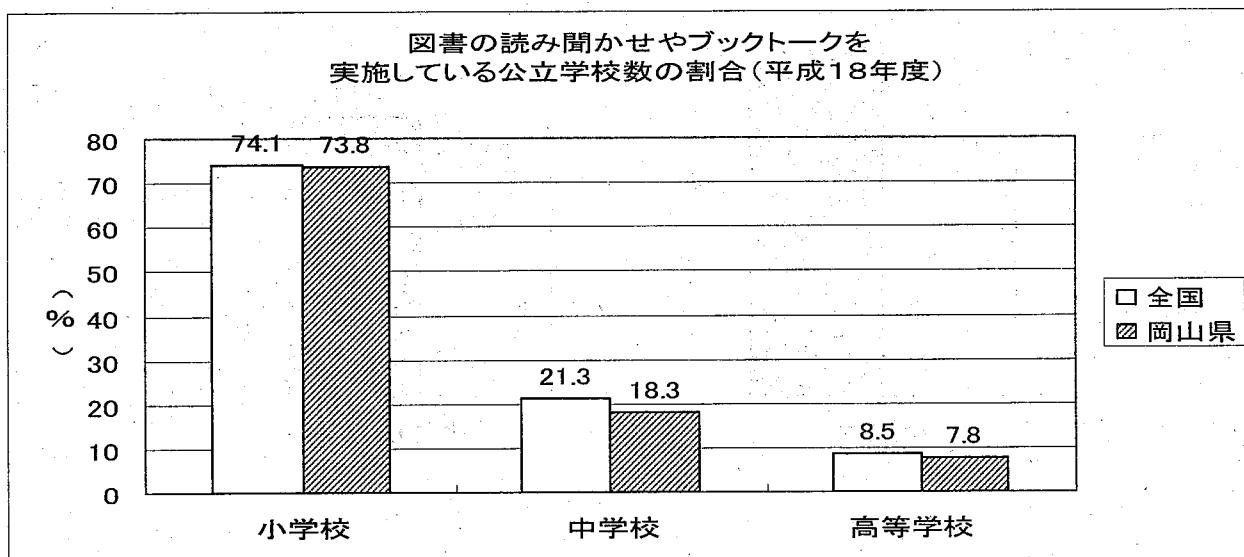
(岡山県立図書館調べ)

2 学校等における読書活動の現状

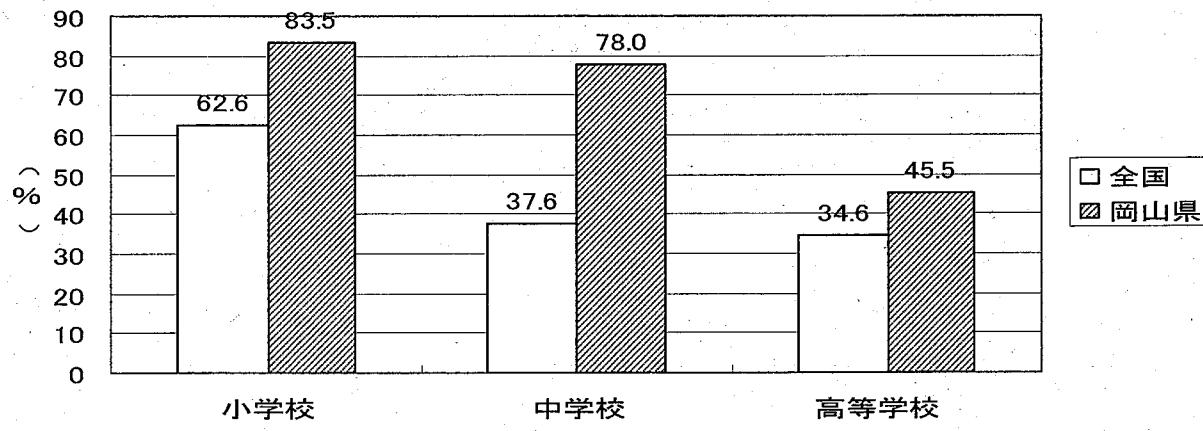
平成18年度「学校図書館の現状に関する調査」(抜粋) 平成18年5月現在 (文部科学省)



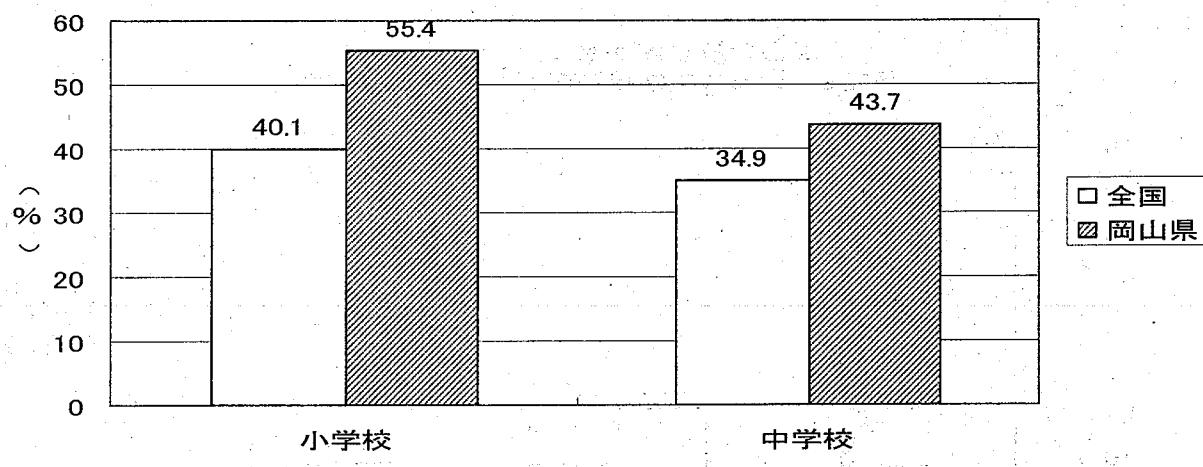
岡山県において「朝の10分間読書を実施している学校数」を示す場合は、「週に1回」と回答しているもの以上の学校数を示している。



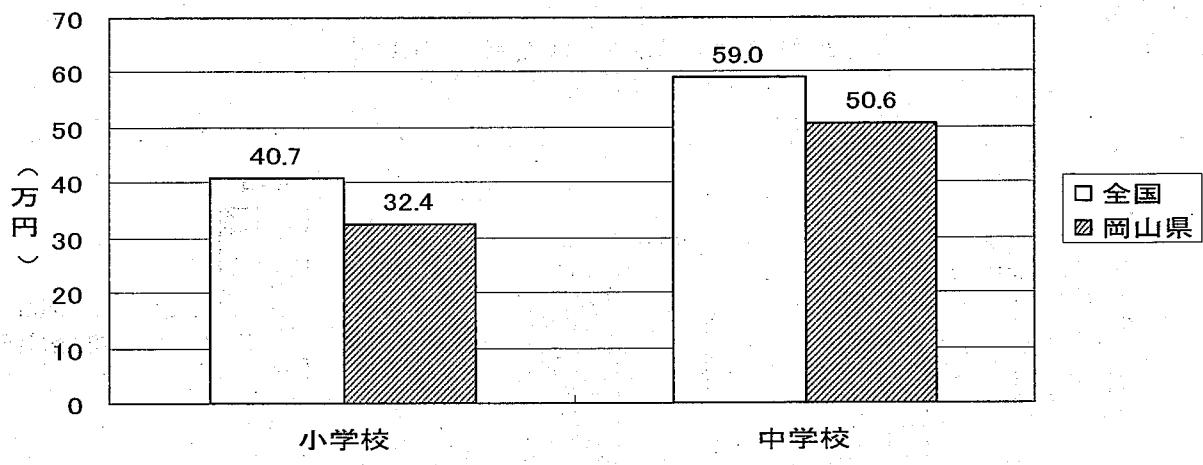
公共図書館との連携を実施している
学校数の割合(平成18年度)



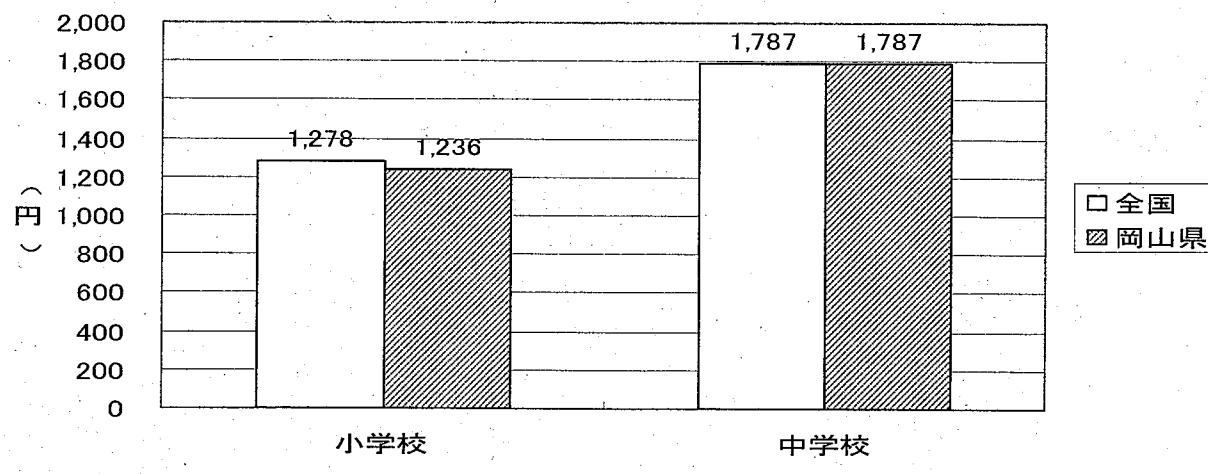
学校図書館図書標準の達成学校数の割合（平成17年度）



1校あたりの図書購入費(平成17年度)

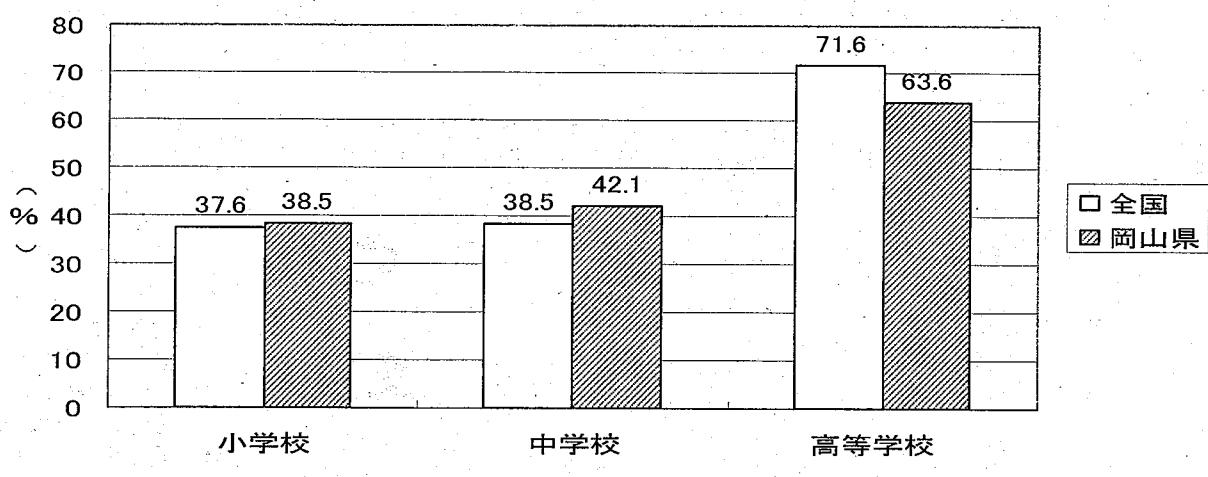


1人あたりの図書購入費(平成17年度)

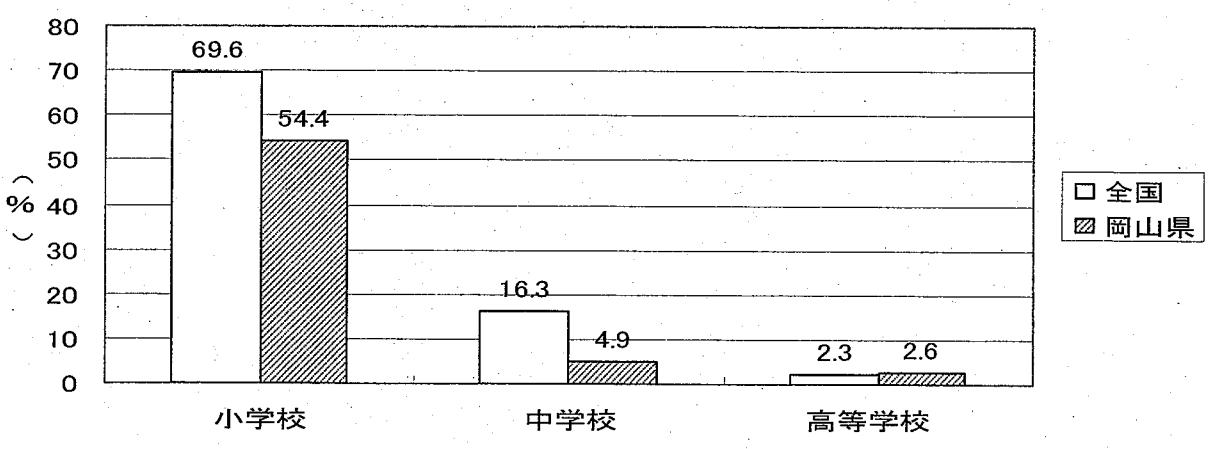


※ 図書購入費の総額を児童・生徒数で割った金額

蔵書のデータベース化の状況(平成18年度)



ボランティアを活用している学校数の割合(平成18年度)



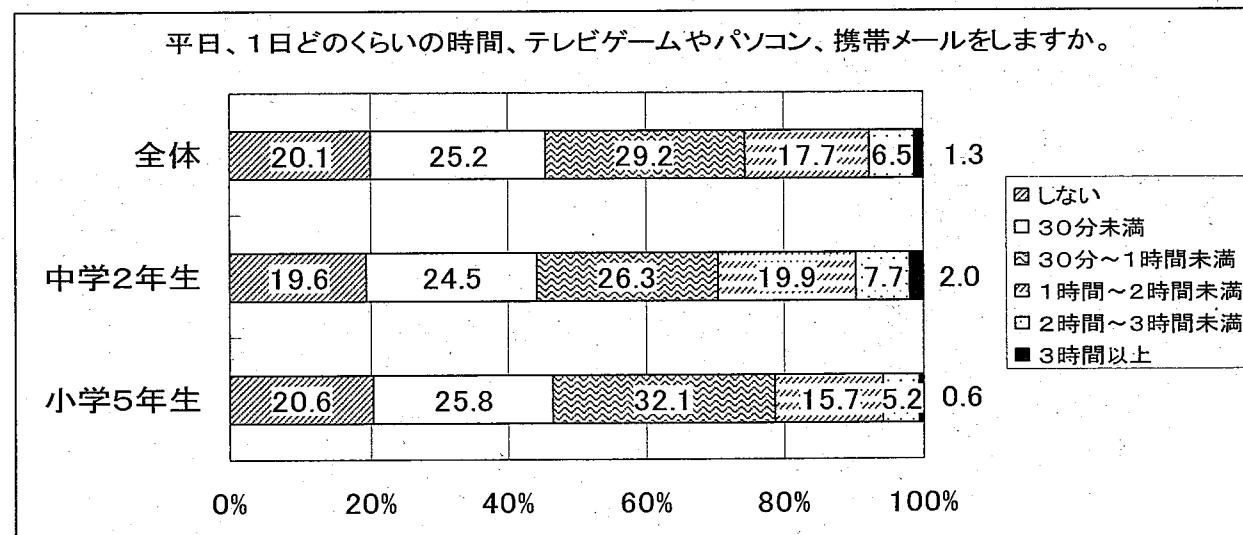
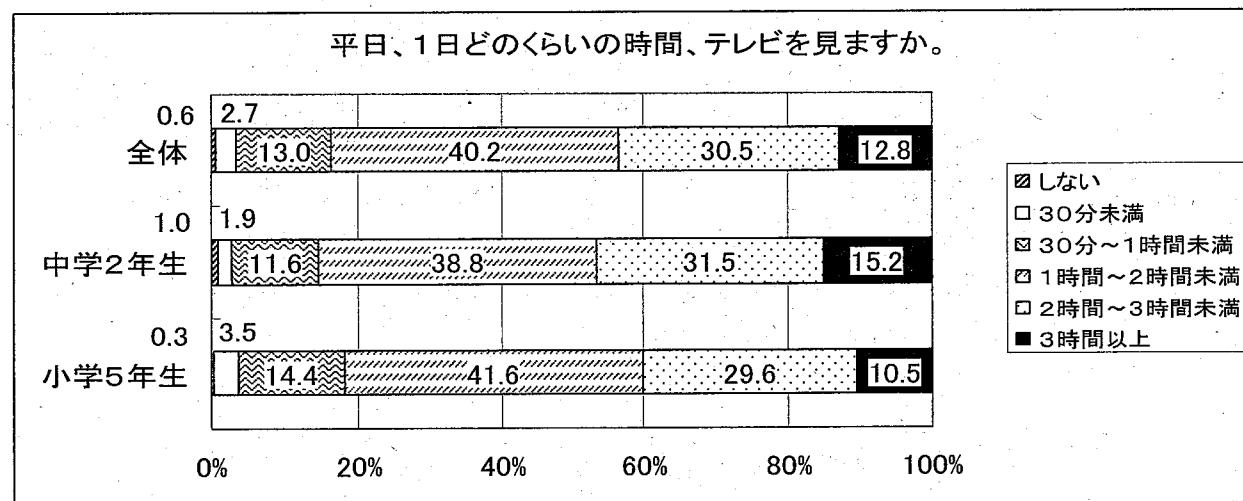
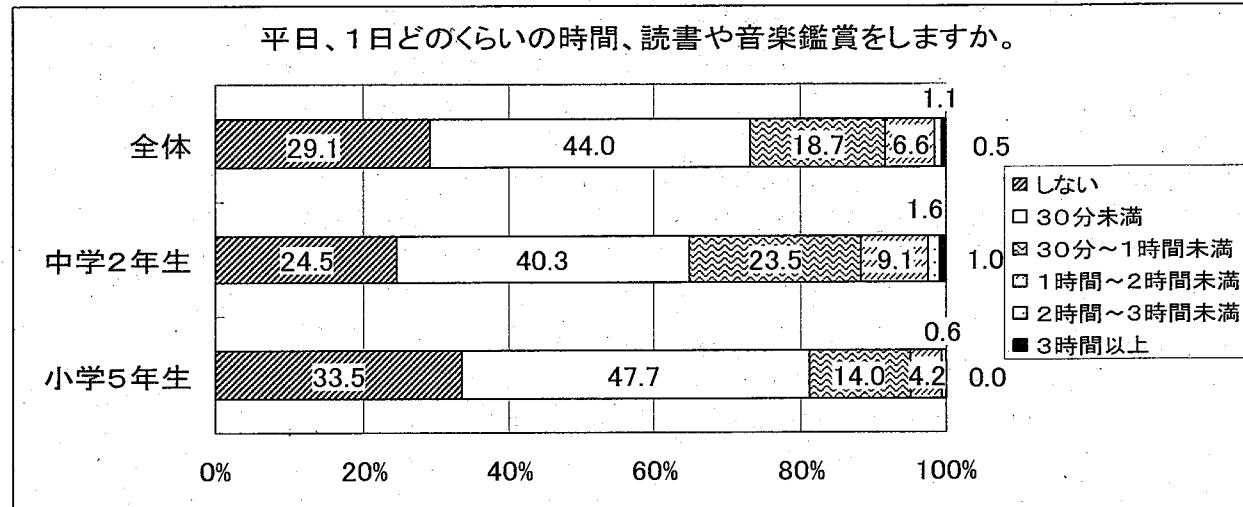
岡山県の子どもの生活状況実態調査の結果 (抜粋)

(平成19年1月 岡山県PTA連合会及び県教育庁生涯学習課調べ)

調査の対象 岡山県内の小学校5年生保護者及び中学校2年生保護者 1,470人

回収サンプル数 1,403人 (回収率95.4%)

有効回答数 全体: 1,389 中学2年生: 683 小学5年生: 706



3 第1次計画実施期間中における主な取組（H15～19年度）

1 諸条件の整備

- (1) 岡山県子ども読書活動推進会議 (H15～19)
・おかやまどんどん読書実践事例集の作成と活用 (H16～19)
・今後の子どもの読書活動のあり方について審議 (H18～19)

- (2) 「子どもの読書活動推進ネットワーク」構築事業 (H16～19)
・子どもの読書活動関係者のネットワークづくり
(備前地区・備中地区・美作地区で研修会・交流会等を開催)

- (3) 「図書館職員等研修講座」の開催 (H15～19)
・図書館司書の資質及び図書館サービスの向上

- (4) 県立図書館による読書環境整備 (H16～19)
・児童図書の全点購入
・図書館資料搬送事業（市町村図書館等に図書資料搬送）
・高等学校搬送事業（一部実施）
・読書普及事業（へき地指定校配本貸出し）
・読書団体等への一括貸出し
・「デジタル岡山大百科」の開設・運営

- (5) 学校図書館図書整備5か年計画の活用促進（地方交付税措置）

- (1) 「家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進」
・「親どんどん読書事業」の実施 (H18～19)
・一日こども図書館フェスティバルの開催

- (2) 読書ボランティア活動の推進
・県立図書館ボランティア養成講座 (H15～19)
・読みきかせボランティア・ステップアップ講座 (H16～18)

- (3) 夢づくり県立図書館フェスタ (H17～19)
・中・高校生に人気のある作家の講演会や絵本講座

- (4) 朝の10分間読書等の奨励〈学校〉
・おもしろ読書辞典の作成と活用 (H15～16)
・生きる力をはぐくむ読書活動推進事業 (H15～17)

- (1) 県立図書館と香川県情報通信交流館との連携事業 (H17～19)
・チャレジ！デジタルアニメ（春季）、チャレンジ！デジタルビデオ（秋季）

- (2) 専用ホームページの内容充実

- (3) 市町村「子ども読書活動推進計画」策定研修会 (H15)

- (4) 子ども読書活動推進フォーラムの開催 (H15)
全国図書館大会岡山大会の開催 (H18)

2 取組の推進

3 理解の普及

4 第2次計画実施期間中の主な取組予定

(H20~24年度)

読書環境の整備

- 岡山県子ども読書活動推進会議の開催
 - 子どもに関する読書状況調査、研修会
 - 子どもの読書活動推進にかかる諸事業の企画・立案と実施
 - 第2次計画の進捗状況の確認 等

- 県立図書館による読書環境の整備
 - 新刊児童図書の全点購入
 - 県内の市町村立図書館等の支援
 - 県内の高等学校や特別支援学校等の図書館への県立図書館資料の貸出し、搬送 等

■学校図書館図書整備5か年計画による整備促進

- 子どもの読書活動推進にかかる職員の研修
 - 新任司書教諭を対象とした研修会
 - 図書館司書を対象とした研修会
 - 社会教育担当者等を対象とした研修会

読書活動の推進

- 家庭・地域における読書活動推進
 - PTAが中心となって進める学校ぐるみの取組の支援
 - 読書ボランティアが中心となって進める地域ぐるみの取組の支援
 - 情報メディアとの適切な接し方について考える取組の支援
 - 広域の子ども読書活動推進ネットワークの支援

■本の選び方講習会などのニーズに応じた学習機会の提供

- ボランティアの養成
 - 県立図書館のボランティアの養成
 - 子ども読書ボランティアリーダーの養成

- 本に親しむきっかけづくり
 - 子ども音読コンテストの開催
 - デジタル絵本の制作と発信

■学校における朝の10分間読書等の奨励

子ども読書活動の啓発広報

■第2次計画の啓発広報

■「言葉の力」向上に向けた実践事例集の作成・活用

■市町村の子ども読書活動推進計画策定のための支援

■子どもの読書活動を推進するフォーラムなどの開催

■子ども読書活動推進のホームページの充実

■子どもの読書活動推進にかかる資料の作成・配付

5 岡山県内の公共図書館等一覧

(H20. 3)

	施設名	TEL	所在地	TEL
1	岡山県立図書館	700-0823	岡山市丸の内 2-6-30	086-224-1286
2	岡山市立中央図書館	700-0843	岡山市二日市町 56	086-223-3373
3	岡山市立幸町図書館	700-0903	岡山市幸町 10-16	086-234-5188
4	岡山市立西大寺図書館	704-8115	岡山市向州 1-1	086-943-2298
5	岡山市立浦安総合公園図書館	702-8024	岡山市浦安南町 493-2	086-265-6141
6	岡山市立伊島図書館	700-0016	岡山市伊島町 2-9-38	086-253-0822
7	岡山市立足守図書館	701-1463	岡山市足守 718	086-295-1942
8	岡山市立灘崎町図書館	709-1215	岡山市灘崎町片岡 186	08636-2-5277
9	岡山市立御津図書館	709-2121	岡山市御津宇垣 1629	0867-24-1712
10	岡山市立建部町図書館	709-3111	岡山市建部町福渡 830-1	0867-22-4555
11	岡山市立瀬戸町図書館	709-0856	岡山市瀬戸町下 188-2	086-952-4531
12	倉敷市立中央図書館	710-0046	倉敷市中央 2-6-1	086-425-6030
13	倉敷市立水島図書館	712-8064	倉敷市水島青葉町 4-40	086-446-6918
14	倉敷市立児島図書館	711-0912	倉敷市児島小川町 3672	086-472-4847
15	倉敷市立玉島図書館	713-8102	倉敷市玉島 1-2-37	086-526-6011
16	倉敷市立船穂図書館	710-0261	倉敷市船穂町船穂 1702-1	086-552-9300
17	倉敷市立真備図書館	710-1301	倉敷市真備町箭田 47-1	0866-98-9393
18	津山市立図書館	708-8520	津山市新魚町 17	0868-24-2919
19	津山市立加茂町図書館	709-3905	津山市加茂町塔中 113-6	0868-42-7032
20	津山市立久米図書館	709-4603	津山市中北下 1271	0868-57-3444
21	津山市立勝北図書館	708-1205	津山市新野東 584	0868-36-8622
22	玉野市立図書館	706-0011	玉野市宇野 2-1-12	0863-31-3712
23	笠岡市立図書館	714-0087	笠岡市六番町 1-15	0865-63-1038
24	井原市井原図書館	715-0019	井原市井原町 1260-1	0866-62-0822
25	井原市芳井図書館	714-2111	井原市芳井町吉井 4058-1	0866-72-1702
26	井原市美星図書館	714-1406	井原市美星町三山 1055	0866-87-3123
27	総社市図書館	719-1131	総社市中央 3-10-113	0866-93-4422
28	高梁市立高梁中央図書館	716-0029	高梁市向町 21	0866-22-2912
29	高梁市立成羽図書館	716-0111	高梁市成羽町下原 967	0866-42-2589
30	新見市立新見図書館	718-0011	新見市新見 823-1	0867-72-2826

31	新見市立哲西図書館	719-3701	新見市哲西町矢田 3604	0867-94-2110
32	備前市立図書館	705-0021	備前市西片上 17-2	0869-64-1133
33	備前市立図書館日生分館	701-3204	備前市日生町日生 241-87	0869-72-1006
34	備前市立図書館吉永分館	709-0224	備前市吉永町吉永中 885	0869-84-2605
35	瀬戸内市立牛窓図書館	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓 4944-2	0869-34-5653
36	赤磐市立中央図書館	709-0898	赤磐市下市 344	086-955-0076
37	赤磐市立赤坂図書館	701-2222	赤磐市町苅田 507	086-957-2212
38	赤磐市立熊山図書館	709-0705	赤磐市松木 621-1	08699-5-1273
39	赤磐市立吉井図書館	701-2503	赤磐市周匝 142	086-954-9200
40	真庭市立久世図書館	719-3214	真庭市鍋屋 17-1	0867-42-7203
41	真庭市立勝山図書館	717-0007	真庭市本郷 1819	0867-44-2012
42	真庭市立蒜山図書館	717-0505	真庭市蒜山上長田 545-2	0867-66-7880
43	美作市立中央図書館	707-8501	美作市栄町 35	0868-72-1135
44	美作市立英田図書館	701-2604	美作市福本 806-1	0868-74-3104
45	美作市立作東図書館	709-4292	美作市江見 945	0868-75-1111
46	美作市立東粟倉図書館	707-0403	美作市東青野 395	0868-78-3650
47	美作市立大原図書館	707-0412	美作市古町 1709	0868-78-3111
48	浅口市立金光さつき図書館	719-0104	浅口市金光町占見新田 790-1	0865-42-6637
49	浅口市立鴨方図書館	719-0243	浅口市鴨方町鴨方 2244-13	0865-44-7004
50	和気町立図書館	709-0422	和気郡和気町尺所 2-7	0869-93-0433
51	和気町立佐伯図書館	709-0521	和気郡和気町父井原 430-1	0869-88-9110
52	早島町立図書館	701-0303	都窪郡早島町前瀬 370-1	086-482-1513
53	里庄町立図書館	719-0301	浅口郡里庄町里見 2621	0865-64-6016
54	矢掛町立図書館	714-1201	小田郡矢掛町矢掛 2677-1	0866-82-2100
55	鏡野町立図書館	708-0324	苦田郡鏡野町竹田 663-7	0868-54-7700
56	勝央図書館	709-4316	勝田郡勝央町勝間田 207-4	0868-38-0250
57	奈義町立図書館	708-1323	勝田郡奈義町豊沢 441	0868-36-5811
58	久米南町図書館	709-3614	久米郡久米南町下弓削 515-1	0867-28-4322
59	美咲町立中央図書館	709-3702	久米郡美咲町打穴下 448-4	0868-66-7151
60	美咲町立旭図書館	709-3404	久米郡美咲町西川 1001-7	0867-27-9012
61	美咲町立柵原図書館	708-1543	久米郡美咲町書副 180	0868-64-7055

(私立図書館)

1	(財)正宗文庫	705-0033	備前市穂浪 2965	0869-67-0300
2	金光図書館	719-0111	浅口市金光町大谷 320	0865-42-2054
3	最上図書館	701-1331	岡山市高松稻荷 712	086-287-3708

6 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

- 政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
 - 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
 - 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
 - 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
 - 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
 - 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

7 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公

- 立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るために、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 学校図書館法

(昭和 28 年 8 月 8 日 法律第 185 号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 [略]

9 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成13年7月18日 文部科学省告示第132号)

一 総則

(一) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(二) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(四) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(五) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の

館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(六) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び待遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

二 市町村立図書館

(一) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(二) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(三) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを用いたレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うリファレンス・サービスの充実にも努めるものとする。

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図り

ながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレンタル・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共に催すなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分發揮させられるよう不斷に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

三 都道府県立図書館

(一) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(二) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(三) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(四) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力に努めるものとする。

(五) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(六) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、三の（九）により準用する二の（二）に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(七) 職員

都道府県立図書館は、三の（九）により準用する二の（八）に定める職員のほか、三の（二）から（六）までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(八) 施設・設備

都道府県立図書館は、三の（九）により準用する二の（十一）に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(九) 準用

市町村立図書館に係る二の（二）から（十一）までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

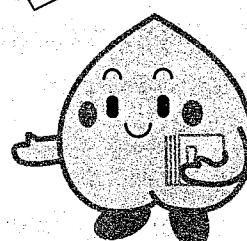
国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）の
ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08031005.htm

岡山県立図書館の児童資料部門には、児童資料閲覧室、おはなしのへや、児童図書研究室があります。児童資料閲覧室、おはなしのへやでは、図書の貸出しや読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等を行っています。

児童図書研究室は、司書をはじめ、子どもの本に関心のある人などが児童図書を研究するために設けられた部屋です。この部屋には、過去2年間分の全点購入した児童図書や、児童図書に関係した研究書があります。

児童図書の調査や教材研究、関連図書選びなどに御利用ください。



岡山県立図書館児童資料部門マスコット ヨムヨム

参 考

I 第2次計画の策定の経緯

II 岡山県子ども読書活動推進会議委員名簿・規約

III 第2次計画の体系

IV 第2次計画の概要

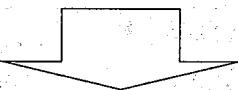
I 第2次計画の策定の経緯

- 平成13年12月 子どもの読書の推進に関する法律 ※ 都道府県の計画は努力義務
- 平成14年 8月 国の計画 策定（平成15～19年度実施）
- 平成15年 3月 岡山県子ども読書活動推進計画 策定（平成15～19年度実施）

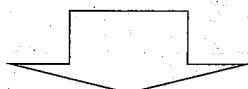
■平成18年度 岡山県子ども読書活動推進会議（2回）

■平成19年度 同 会議（4回）

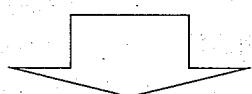
- 第1回会議（5月30日） 学校・家庭・地域社会の取組や課題について協議
- 第2回会議（7月17日） 提言の骨子（案）を協議、来年度以降の事業計画について協議
- 第3回会議（10月 4日） 今後の子ども読書活動のあり方について（提言）の素案の協議
- 第4回会議（11月27日） 今後の子ども読書活動のあり方について（提言）の修正案の協議



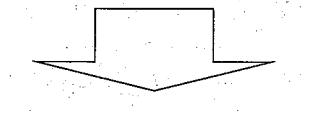
平成19年11月27日 提言「今後の子ども読書活動のあり方について」



第2次岡山県子ども読書活動推進計画（案）の作成



平成19年12月18日～平成20年1月18日 パブリック・コメント（計129件）



平成20年3月21日 岡山県として「第2次岡山県子ども読書活動推進計画」を策定



平成20年4月1日 第2次岡山県子ども読書活動推進計画がスタート
(平成20～24年度)

Ⅱ 岡山県子ども読書活動推進会議委員名簿

(50 音順)

氏名	所属等	任期
荒島 孝治	岡山県PTA連合会副会長	平成19年度
石原恵以子	岡山市立大宮小学校学校司書	平成18・19年度
磯野 千恵	県立図書館サービス第一課児童資料班総括副参事	平成18・19年度
(○) 岡本 利和	岡山県学校図書館協議会副会長 (岡山市立御南中学校校長)	平成18年度
笠原 和美	県立岡山朝日高等学校司書	平成18・19年度
梶原 由恵	前早島児童館館長	平成18・19年度
○ 河本 雅明	岡山県学校図書館協議会副会長 (岡山市立建部中学校校長)	平成19年度
菅田 桂子	岡山市立操南幼稚園長	平成18・19年度
木下 叔子	玉野市立築港小学校教諭	平成18・19年度
妹尾真理子	矢掛町立図書館長	平成18・19年度
高尾 敏也	県教育庁指導課指導主事	平成18・19年度
谷井 寿行	岡山県PTA連合会副会長	平成18年度
筒井 悅子	岡山県子ども文庫連絡会 岡山ストーリーテリング研究会	平成18・19年度
西尾 武範	倉敷市立東陽中学校教諭 (司書教諭)	平成18・19年度
藤井 教子	ブーさん文庫スタッフ (金光学園司書)	平成18・19年度
村下 英二	新見市教育委員会生涯学習課課長補佐	平成18・19年度
松村 謙	奈義町立図書館司書	平成18・19年度
山根 薫子	就実短期大学教授	平成18・19年度
○ 脇 明子	ノートルダム清心女子大学教授	平成18・19年度

※ ○は会長

○は副会長

平成18年度17名

平成19年度17名

岡山県子ども読書活動推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、岡山県子ども読書活動推進会議（以下「会議」という）と称する。

(目的)

第2条 会議は、子どもたちが、将来に対し夢や希望を持ち、他人に対する思いやりや責任感などの豊かな心をはぐくみながら健やかに成長するために、重要な読書活動を推進していくことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (4) 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動の推進に関すること。
- (5) 子どもの読書活動の推進に関する理解・関心の啓発に関すること。
- (6) その他、会議の目的の達成に必要なこと。

(組織)

第4条 会議は、岡山県内の学識経験者、図書館関係者、学校関係者、児童福祉関係者、教育行政関係者、読書関係団体、その他読書に関係する者で組織する。

(委員)

第5条 会議を構成する委員は、岡山県教育委員会教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長は、あらかじめ会議から委任された事項について、会議の決定を経ずに処理することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議の司会は、会長が務める。

- 2 会長が必要と認めるときは、その都度、オブザーバーとして関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、岡山県教育庁生涯学習課に事務局を置く。

第9条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

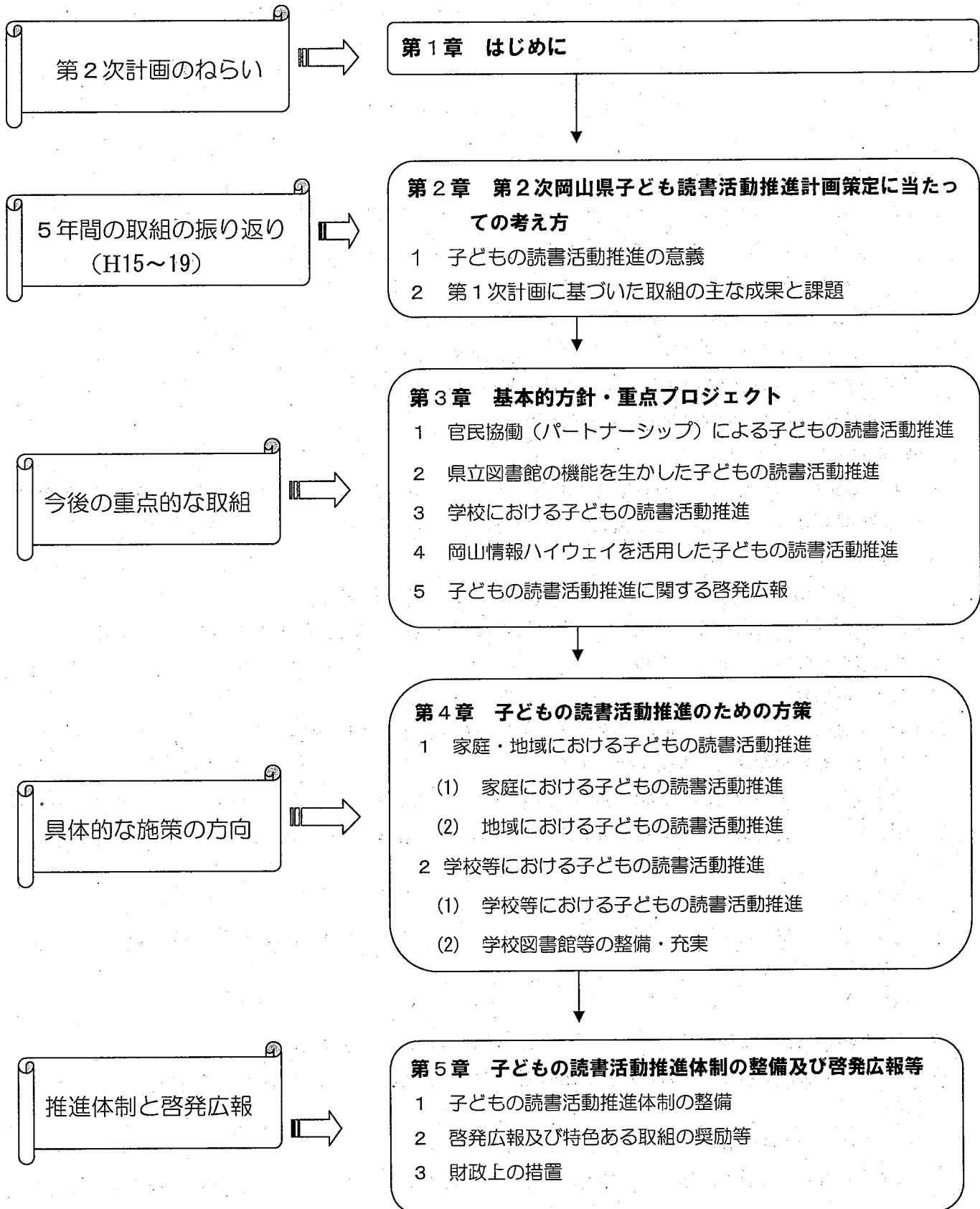
附 則

- 1 この規約は、平成15年7月28日から施行する。
- 2 会議成立当初の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。
- 3 委員は、その任期満了の場合においても後継者が就任するまでは、なおその職務を行う。

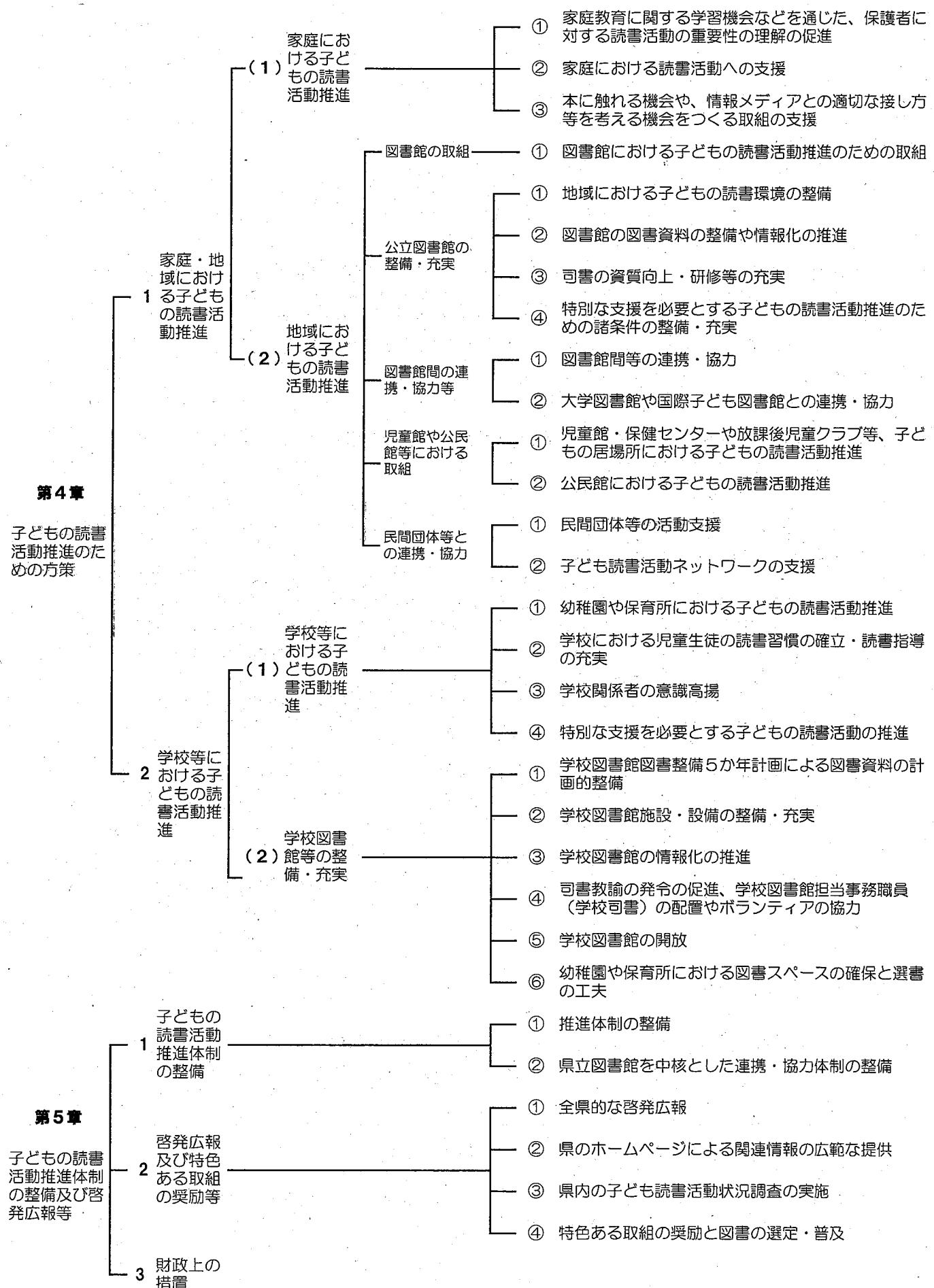
附 則

- 1 この規約は、平成18年7月1日から施行する。

III 第2次計画の体系



第2次計画の第4・5章の体系



IV 第2次計画の概要 ～おかやまどんどん読書プラン～

- この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、岡山県が策定します。
- この計画は、岡山県子ども読書活動推進計画（平成15年3月策定、H15～H19、第1次計画）を踏まえて策定します。

第1章 はじめに

- | | |
|-------------|---|
| 【目標】 | 子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして、自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備します。 |
| 【特徴】 | 学識経験者や図書館関係者、学校関係者、読書団体関係者等で組織する岡山県子ども読書活動推進会議からいただいた提言「今後の子どもの読書活動のあり方について」（H19. 11）に基づき、子ども読書活動推進の意義やこの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、官民協働による子どもの読書活動を推進します。 |
| 【期間】 | 平成20年度から5年間実施します。 |

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方

1 子どもの読書活動推進の意義

- 読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考えます。
 - ・ 本当に楽しい本を大人に読んでもらったり、ストーリーテリングを聴いたりするなど、聞くことによる物語体験をすることは子どもにとって大変楽しいことです。
 - ・ 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させるだけでなく生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力等を養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となります。
 - ・ 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考えを整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになります。

2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題

- 【成果】**
 - ・ 県立図書館の開館により児童図書が充実し、多くの県民に利用されました。
 - ・ 県内の読書ボランティア団体数が増加するとともに、ネットワークも構築され、各地域の取組が充実しました。
- 【課題】**
 - ・ 官民協働（パートナーシップ）による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要です。

第3章 基本的方針・重点プロジェクト

1 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進

県は、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、市町村立図書館、学校、保護者、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。

2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書資料の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

3 学校における子どもの読書活動推進

学校図書館の蔵書や資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くように取り組みます。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

県民がいつでも、どこからでも利用できる、全県的な高速インターネット環境を活用した読書環境の整備を進めます。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発広報

広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めていきます。

第4章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

- 多くの保護者が参加する様々な学習機会を活用して、読書活動の重要性についての理解の促進を図ります。
- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、テレビ・ゲーム・インターネット等に接する時間を減らし、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

- 県立図書館において、新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の収集など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館等を支援します。
- 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、図書館資料を貸出し、搬送します。
- 児童館や公民館等の施設を有効に活用した子ども読書の取組を働きかけます。
- 市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力の促進を図るなど、子ども読書活動ネットワークを支援します。

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

- 朝の読書の実践等を奨励するとともに、学校関係者の意識の高揚を図るため、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化などを促したり、「言葉の力」の育成に向けた取組を行ったりします。

(2) 学校図書館等の整備・充実

- 学校図書館の図書資料の計画的な整備を県内の市町村に呼びかけたり、学校図書館の活用に対する教職員の協力体制の確立を促したりします。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

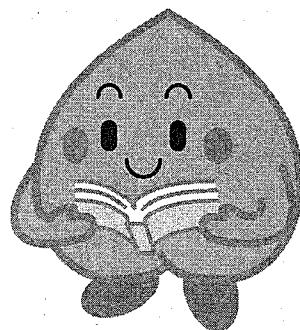
- 子育て支援関係の部局などとの連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連づけた取組を推進します。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催します。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」策定のメリットを伝えるなど、県内全市町村において地域の実態に即した推進計画が策定されるように支援します。

2 啓発広報及び特色ある取組の奨励等

- 子どもの読書活動推進をより広く啓発広報するためのフォーラムなどを開催します。

3 財政上の措置

- 県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



岡山県立図書館児童資料部門マスコット ヨムヨム

第2次岡山県子ども読書活動推進計画
～おかやまどんどん読書プラン～

平成20年3月

発行 岡山県

問い合わせ先 岡山県教育庁生涯学習課

〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号

電話 086-224-2111(内線4405)

FAX 086-224-2035

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=149